

# 徳島県耐震改修促進計画（素案）

令和7年11月

徳 島 県

## はじめに

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までの地震により、多大な被害を受けています。なかでも平成 7 年 1 月 17 日に発生した「阪神・淡路大震災」\*<sup>1</sup>は、建築物の倒壊、火災により多くの尊い人命を奪い、甚大な被害をもたらしました。地震発生時刻が早朝であり、多くの人が就寝中であつたことから、耐震性の低い建築物の倒壊によって亡くなられた方が全体の 8 割を占めるといわれています。建築物の被害の傾向をみると、新耐震基準が導入された昭和 56 年 6 月より前に建築された建築物に被害が多く見られました。\*<sup>2</sup>

こうした教訓を踏まえて成立した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が、平成 7 年 12 月 25 日に施行され、多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務が課されることとなりました。その後発生した新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などを受けて、平成 18 年 1 月 26 日に施行された同法の改正では、特定建築物の対象に道路閉塞させる住宅・建築物が追加されるなど対象が拡大されるとともに、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針において、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

これを受けて、本県においても平成 19 年 3 月に大地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命・財産を守ることを目的として「徳島県耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」を受け、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 11 月 25 日に施行された同法の改正では、全ての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなり、平成 26 年 3 月に計画を改定し、診断義務付け建築物の内容を新たに記載し、以降、防災拠点施設の指定を行うごとに一部変更を行ってきました。

これまで本県においては、平成 28 年 4 月に発生した「熊本地震」を受け創設した「耐震シェルターの設置」に対する支援や、平成 29 年 7 月の「中央構造線活断層地震被害想定」の公表、平成 30 年 6 月に発生した「大阪府北部地震」を受けた「危険ブロック塀の撤去、新設」令和 4 年からは家具固定や間取りの工夫等によって負担の少ない対策で命を守る「減災化対策」に対する支援など、耐震化や減災化を積極的に進めるための取組を実施してきました。

また、令和 6 年能登半島地震では、とりわけ、建築年代が古い木造住宅が多数倒壊し、持ち家比率が高く、かつ所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低く、被害も甚大でありました。本県では、その被害状況を受け、徳島県耐震改修促進計画を見直し、さらなる耐震化や減災化に取り組んで参ります。

今後、大規模地震発生時の建物被害から 1 人でも多くの県民の命を守り「死者ゼロ」の実現に向け、地域に根ざす関係者の皆様とのパートナーシップを重視しつつ、ハード・ソフト様々な手段を通じて取組を推進することとします。

※1 阪神・淡路大震災 地震の概要

阪神・淡路大震災は、平成 7 年（1995）1 月 17 日（火曜日）5 時 46 分に発生した兵庫県南部地震による災害である。震源は淡路島北部（北緯 34 度 36 分、東経 135 度 02 分、深さ約 16 キロメートル）、規模はマグニチュード 7.3。この地震により、神戸と洲本で震度 6 を観測したほか、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感となった。なお、当時の地震計は最大震度 6 までしか計測できなかったため、それ以上については気象庁の現地調査により決定された。

調査の結果、神戸市や淡路島北部等の一部地域では、家屋の倒壊が 30 パーセント以上に及ぶという震度 7 が適用された。戦後初めての大都市直下型地震であり、その後に長く続いた余震も含め、未曾有の被害をもたらした。（神戸市 HP「BE KOBÉ 神戸の近現代史」より引用）

※2 建設省の建築震災調査委員会中間報告（平成 7 年 7 月 28 日）による。

SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴールのうち、当計画において、貢献度の高いものを記載しています



---

## 目 次

---

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 第1章 計画の概要                     |        |
| 1. 基本理念                       | ・・・ 1  |
| 2. 計画の目的                      | ・・・ 1  |
| 3. 計画の位置づけ                    | ・・・ 1  |
| 4. 計画の対象期間                    | ・・・ 1  |
| 第2章 想定される地震の規模と被害             |        |
| 1. 想定される地震の規模                 | ・・・ 2  |
| (1) 南海トラフの地震                  | ・・・ 2  |
| (2) 中央構造線・活断層地震               | ・・・ 7  |
| 2. 想定される被害の状況                 | ・・・ 9  |
| (1) 過去の地震による被害状況              | ・・・ 9  |
| (2) 徳島県で想定される被害状況             | ・・・ 10 |
| 第3章 耐震化の状況と目標                 |        |
| 1. 耐震化を取り巻く状況                 | ・・・ 11 |
| (1) 人口の推移と将来推計                | ・・・ 11 |
| (2) 高齢化の進行                    | ・・・ 12 |
| 2. 特定建築物の耐震化                  | ・・・ 13 |
| (1) 耐震化の状況                    | ・・・ 13 |
| (2) 目標                        | ・・・ 14 |
| 3. 住宅の耐震化                     | ・・・ 15 |
| (1) 耐震化の状況（県全体）               | ・・・ 15 |
| (2) 耐震化の状況（地域別・世帯別）           | ・・・ 15 |
| (3) 今後の耐震化対策の考え方のアンケート結果      | ・・・ 17 |
| (4) 調査から見た課題の分析と令和6年能登半島地震の教訓 | ・・・ 19 |
| 第4章 耐震化・減災化を促進するための施策         |        |
| 1. 所有者、県市町村、関係団体の役割分担         | ・・・ 20 |
| (1) 所有者、県、市町村等の役割分担の考え方       | ・・・ 20 |
| (2) 役割分担                      | ・・・ 20 |
| 2. 建築物に対する取組                  |        |
| (1) 基本的な取組方針                  | ・・・ 22 |
| (2) 耐震診断を義務付ける建築物             | ・・・ 22 |
| (3) 情報提供と普及啓発                 | ・・・ 24 |
| (4) 支援制度                      | ・・・ 25 |
| (5) 相談体制                      | ・・・ 25 |
| 3. 住宅に対する取組                   |        |
| (1) 基本的な取組方針                  | ・・・ 26 |
| (2) 命を守る取組                    | ・・・ 27 |
| (3) 情報提供と普及啓発の強化              | ・・・ 31 |
| (4) 支援制度                      | ・・・ 33 |

|               |        |
|---------------|--------|
| （５）その他の支援策の周知 | ．．．．33 |
| （６）人材育成の推進    | ．．．．34 |
| （７）相談体制の強化    | ．．．．35 |

## 第５章 地震に対するその他安全対策

|                    |        |
|--------------------|--------|
| １．空き家対策の取組         | ．．．．36 |
| （１）空き家の現状          | ．．．．36 |
| （２）空き家施策との連携       | ．．．．37 |
| ２．危険なブロック塀の改善      | ．．．．38 |
| ３．地盤などの立地リスクの把握と周知 | ．．．．40 |
| ４．地震保険への加入促進       | ．．．．41 |

## 第６章 その他

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| １．耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等 | ．．．．42 |
| （１）指導・助言の方針              | ．．．．42 |
| （２）指示の方針                 | ．．．．42 |
| （３）公表の方針                 | ．．．．42 |
| ２．建築基準法による勧告又は命令等        | ．．．．42 |

## 第1章 計画の概要

### 1. 基本理念

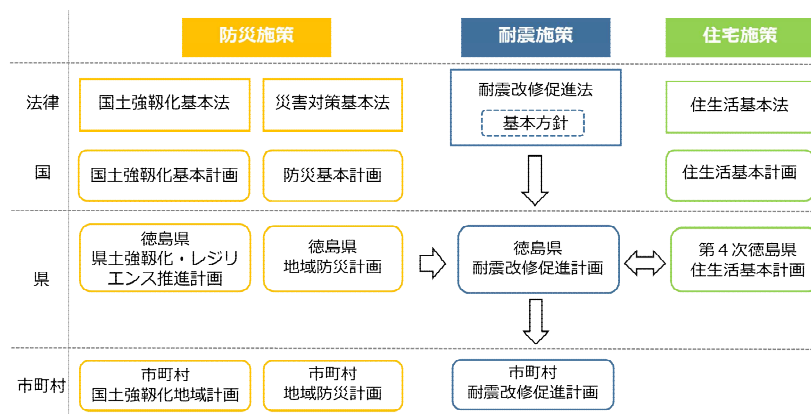
「助かる命を助ける」ことを最優先に「耐震化」と「減災化」を両輪に、南海トラフ巨大地震・中央構造線活断層地震など、大規模地震発生時の建物被害から一人でも多くの県民の命を守り、「死者ゼロ」を目指します。

### 2. 計画の目的

「徳島県耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、県民の命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑える耐震診断・耐震改修等の「耐震化」や命を守るためのより負担の少ない取組である「減災化」について、県及び市町村や関係団体が連携しつつ総合的・計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的としています。

### 3. 計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に基づき策定する本計画は、「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」、「徳島県地域防災計画」、「第4次徳島県住生活基本計画」等を関連計画として、住宅・建築物の耐震改修等に関する施策の基本的な方向性を示すものであり、市町村ごとの耐震改修促進計画の基礎となります。



### 4. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までとします。なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じた計画内容の検証や他の関連計画を踏まえた見直しを行います。

## 第2章 想定される地震の規模と被害

### 1. 想定される地震の規模

#### (1) 南海トラフ地震

『南海トラフ地震』とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。

歴史的に見て、100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

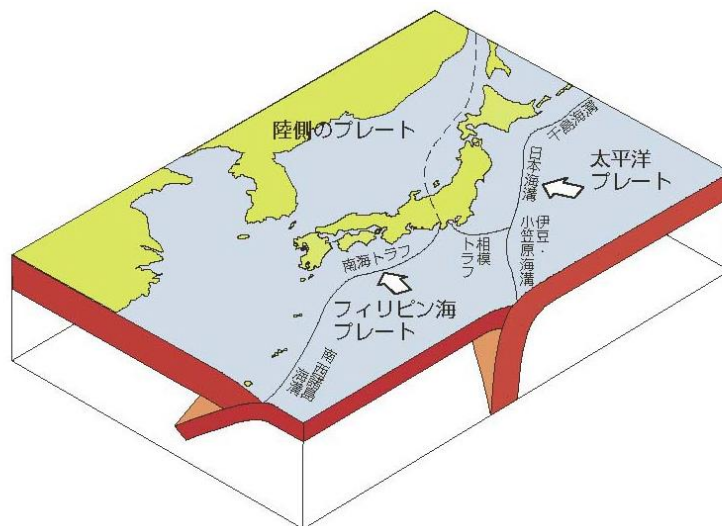


図2-1-1：日本列島とその周辺のプレート  
（「平成18年版 防災白書」内閣府編より）

#### ア. 地震規模と発生確率

『南海トラフ地震』の地震規模と発生確率は、政府の地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

| 領域又は地震名  | 長期評価で予想した<br>地震規模<br>(マグニチュード) | 地震発生確率<br>30年以内 |
|----------|--------------------------------|-----------------|
| 南海トラフの地震 | M8～M9クラス                       | 60～90%          |

表2-1-2：南海トラフ地震規模と発生確率  
(活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和7年1月1日での算定)による)

## イ. 震度分布

『南海トラフ地震』のうち、東海～日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する『南海トラフ巨大地震』における震度分布の想定は次のとおりで、県内の震度は全域で震度6弱から震度7と予測されています。

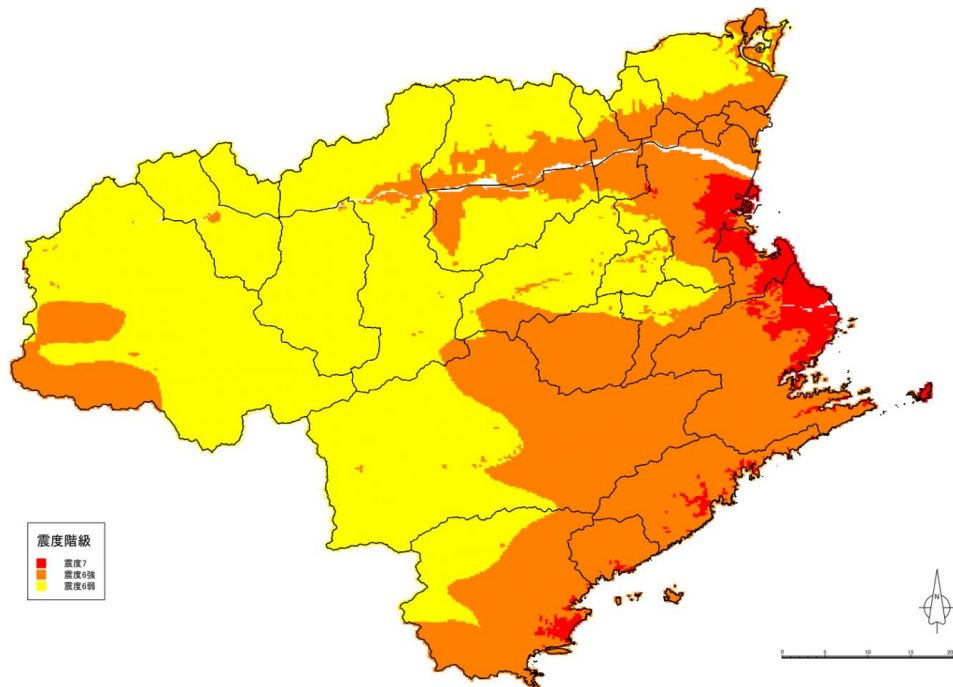


図 2-1-3 : 南海トラフ巨大地震による震度分布

## ウ. 液状化危険分布

『南海トラフ巨大地震』が発生した際、沿岸部及び吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高いと予測されています。

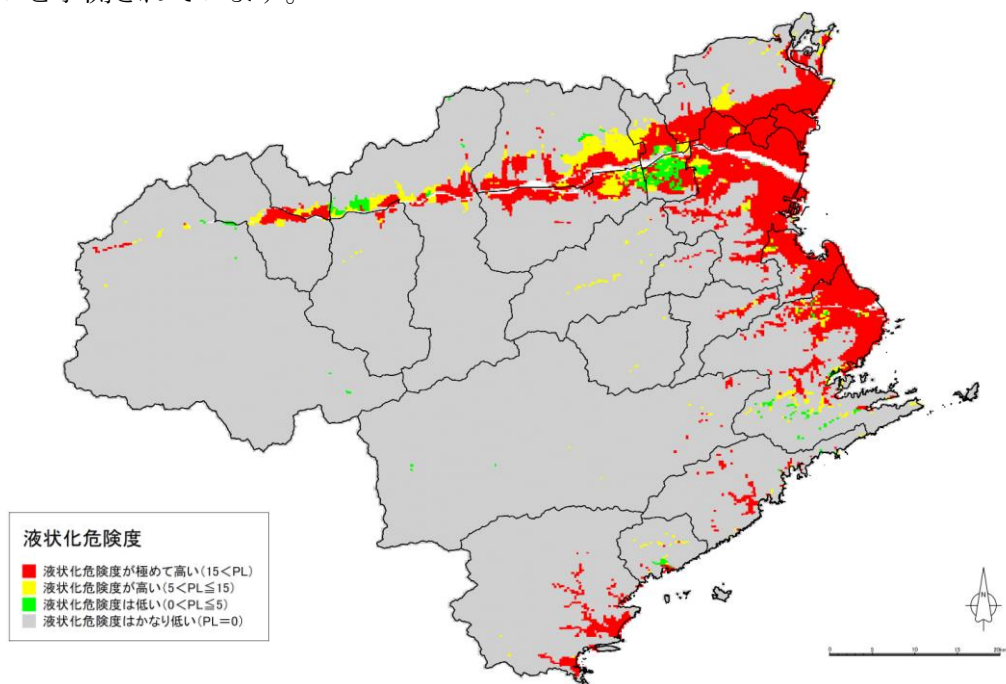
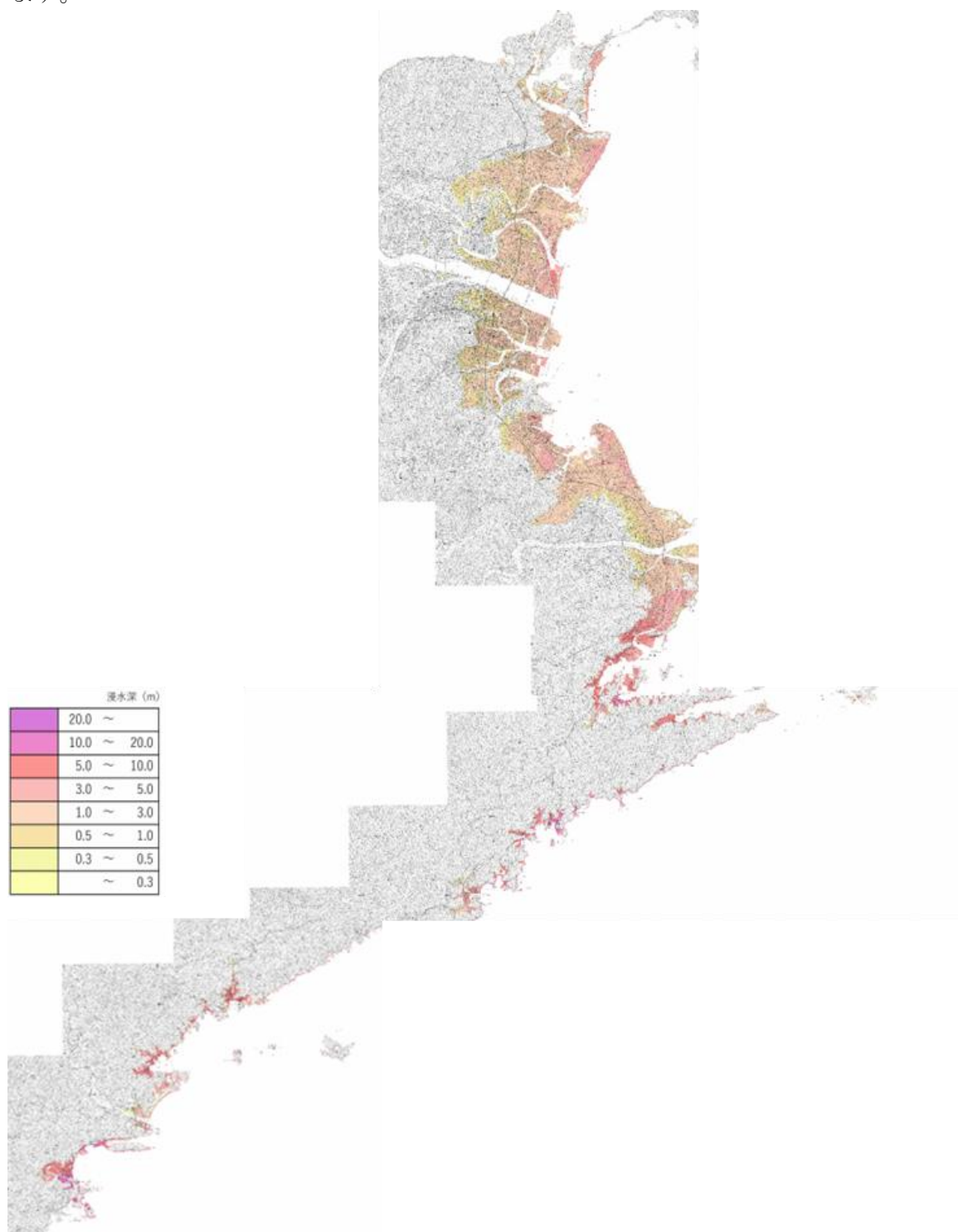


図 2-1-4 : 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布



## 工．津波浸水想定

令和7年3月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震被害想定」を踏まえ、最新の地形データなどを反映し、県ではより詳細な県独自の「津波浸水想定」を令和7年9月に公表しています。南海トラフ巨大地震が発生した際、県内では広い地域で津波浸水が予測されています。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を使用したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 215）」

図 2-1-5：南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図



## 津波到達時間・津波影響開始時間

○津波到達時間(+1m)

堤防より陸側において、標高の低いところでは津波により浸水被害が発生する恐れのある水位変化が生じるまでの時間

○津波影響開始時間(±20cm)

海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間

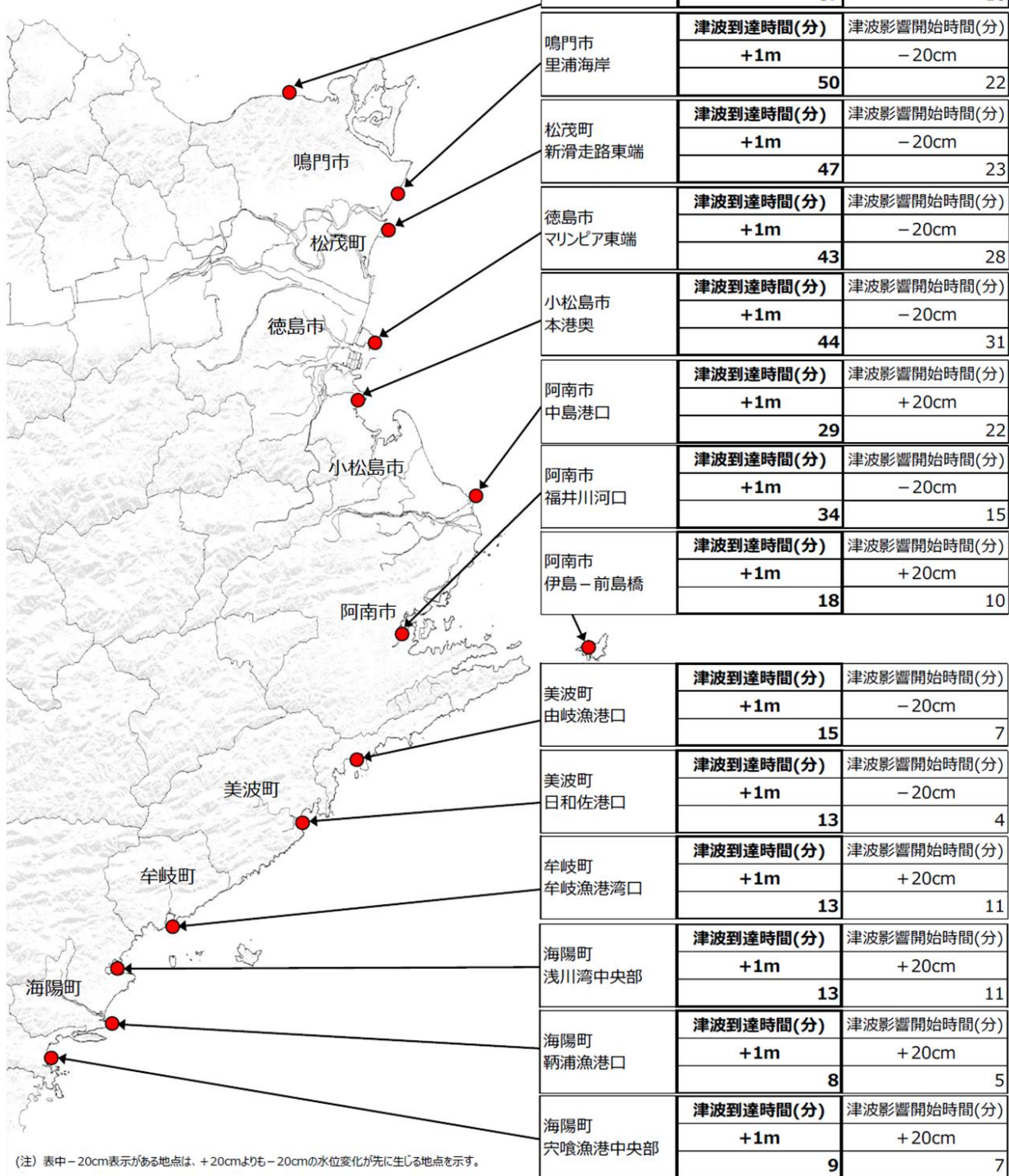


図 2-1-6-1 : 南海トラフ巨大地震による津波到達時間・津波影響開始時間

# 最高津波水位・最大波到達時間

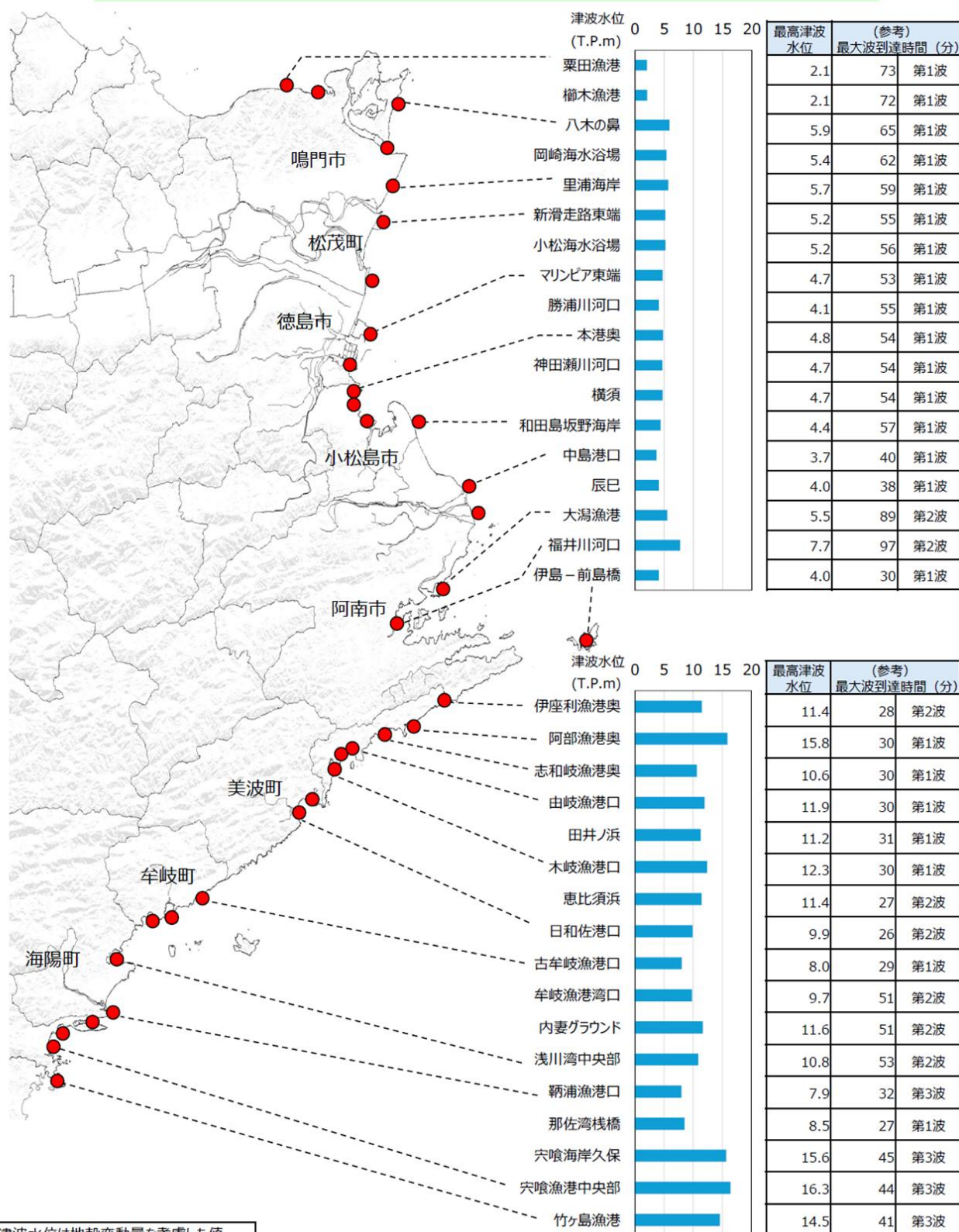


図 2-1-6-2 : 南海トラフ巨大地震による最高津波水位・最大波到達時間

## (2) 中央構造線・活断層地震

国内最大級の活断層である『中央構造線断層帯』を震源とする直下型地震で、長い年月をかけて大陸プレートにたまった「ひずみ」が限界に達したとき、プレート表面付近の岩盤が壊れて、ずれ動くことで活断層地震が発生します。

発生確率は低いとされていますが、「熊本地震(H28)」や「鳥取県中部地震(H28)」、「大阪府北部地震(H30)」と、近年、断層型の地震が相次いで発生しているため、活断層地震への備えも必要とされています。



図 2-1-7：中央構造線断層帯

### ア．地震規模と発生確率

『中央構造線・活断層地震』の地震規模と発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

また、中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から大分県の由布院に達する長大な断層帯で、四国北部を東西に横断しており、本県に関係するのは、

- ・讃岐山脈南縁東部区間

(徳島県鳴門市付近の鳴門断層から美馬市付近の井口断層に至る区間)

- ・讃岐山脈南縁西部区間

(徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間)

となります。

| 領域又は地震名                             | 長期評価で予想した<br>地震規模<br>(マグニチュード) | 地震発生確率<br>30年以内 |
|-------------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 中央構造線・活断層地震                         |                                |                 |
| 讃岐山脈南縁東部区間<br>(鳴門市付近～美馬市付近)         | M7.7程度                         | 1%以下            |
| 讃岐山脈南縁西部区間<br>(美馬市付近～愛媛県新居浜市<br>付近) | M8.0程度もしくは<br>それ以上             | ほぼ0%～0.4%       |

図 2-1-8：中央構造線・活断層地震の地震規模と発生確率  
(活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和7年1月1日での算定)による)



## イ. 震度分布

『中央構造線・活断層地震』における震度分布の想定は次のとおりで、県内の震度は震度 4 から震度 7 と予測されています。

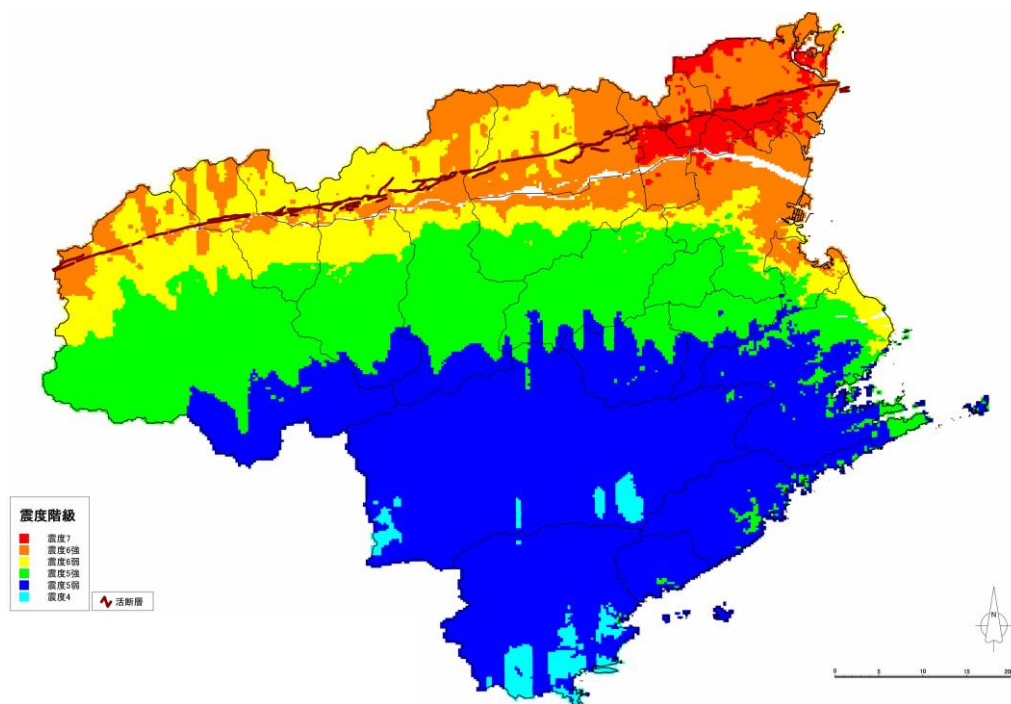


図 2-1-9：中央構造線・活断層地震による震度分布

## ウ. 液状化危険度分布

『中央構造線・活断層地震』が発生した際、吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高いと予測されています。

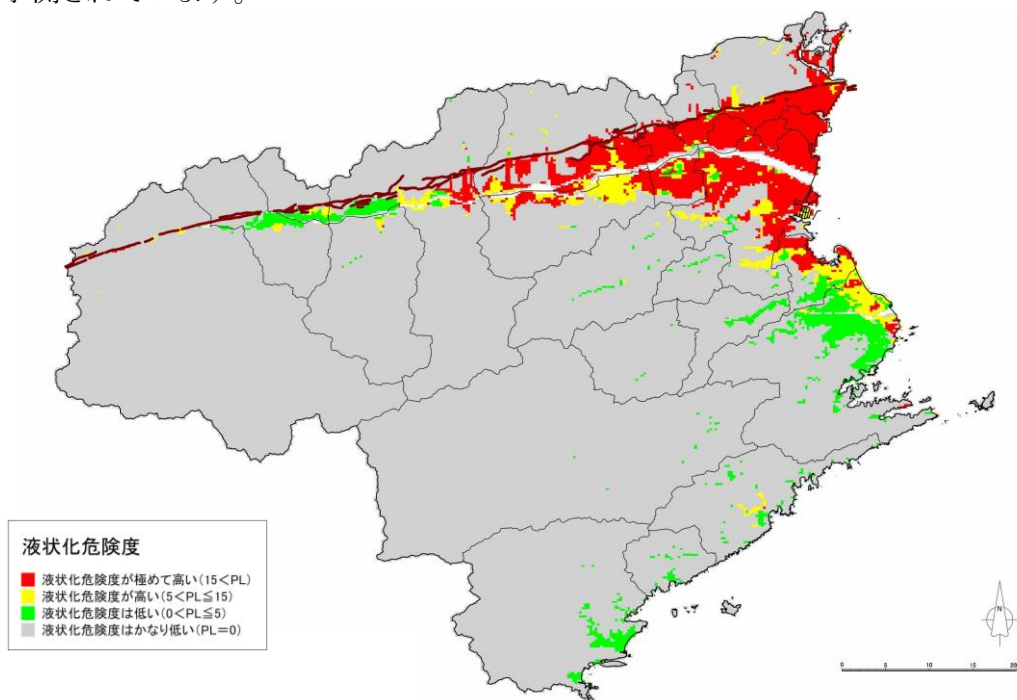


図 2-1-10：中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布

## 2. 想定される被害の状況

### (1) 過去の地震による被害状況

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の住宅の倒壊や家具の転倒による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等においては、建築物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。

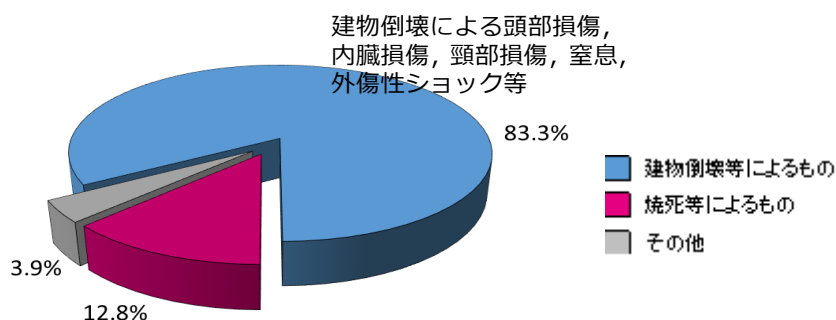


図 2-2-1：阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因  
(平成18年版 防災白書より)

令和6年1月に発生した能登半島地震では、数多くの建築物が倒壊する被害が発生しました。日本建築学会が、地震動が大きく建築物の被害が著しかった石川県輪島市、珠洲市、鳳珠群穴水町の一部地区において実施した悉皆調査では、旧耐震基準(昭和56年5月以前)の木造建築物の倒壊率は19.4%(662棟)に上っており、新耐震基準(昭和56年6月以降)の木造建築物の倒壊率(昭和56年6月～平成12年5月:5.4%(48棟)、平成12年以降:0.7%(4棟))と比較して顕著に高かったとされています。

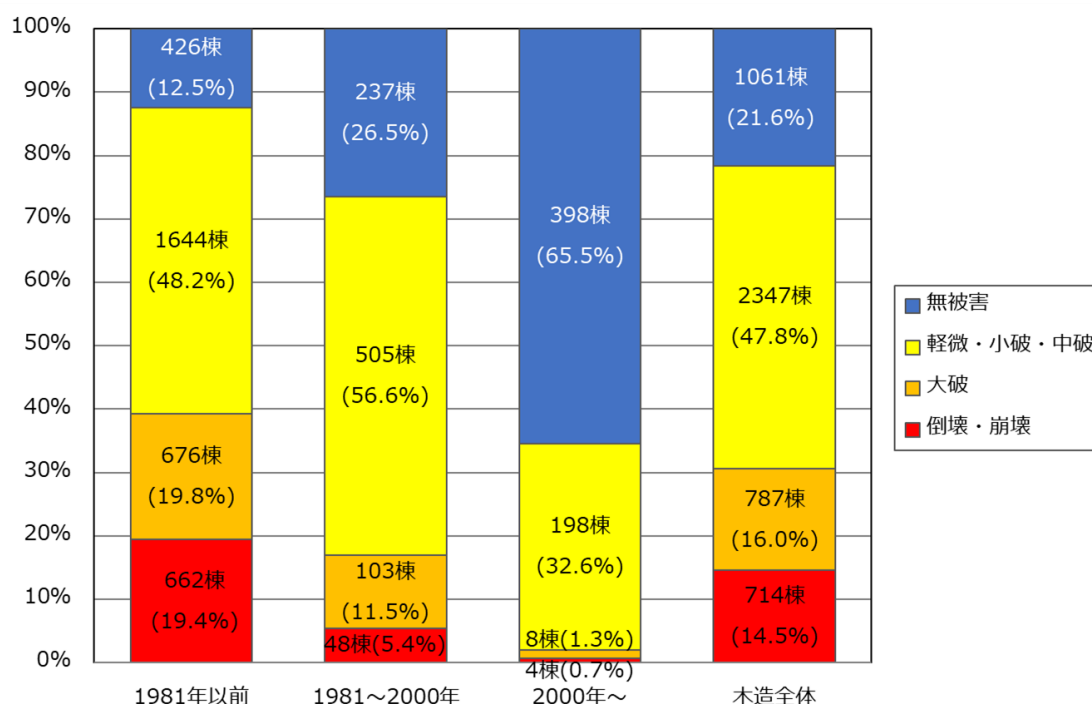


図 2-2-2：木造の建築時期別の被害状況  
(令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告書(速報)(令和6年10月)より)

## (2) 徳島県で想定される被害状況

南海トラフ巨大地震が発生した際の被害の様相は、平成 25 年 7 月に「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第 1 次)」、中央構造線活断層地震が発生した際の被害の様相は、平成 29 年 7 月に「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」において公表されています。

建物被害は共に「冬の 18 時」で倒壊や消失が多く、人的被害では共に「冬の深夜」で死者数が多い想定となっています。

|      | 南海トラフ巨大地震       |               | 中央構造線・活断層地震     |               |
|------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
|      | 全壊棟数<br>(冬の18時) | 死者数<br>(冬の深夜) | 全壊棟数<br>(冬の18時) | 死者数<br>(冬の深夜) |
| 揺れ   | 60,900          | 3,900         | 44,400          | 2,860         |
| 液状化  | 540             | 0             | 430             | 0             |
| 急傾斜地 | 360             | 30            | 180             | 20            |
| 津波   | 42,300          | 26,900        | 0               | 0             |
| 火災   | 12,300          | 470           | 18,700          | 560           |
| 計    | 116,400         | 31,300        | 63,710          | 3,440         |

※今後の状況の変化により必要に応じて本表を見直します。

表 2-2-3 : 最大被害想定

また、「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」においては、耐震化により死者数を9割以上減少する被害軽減効果があるとされています。

### 第3章 耐震化の状況と目標

#### 1. 耐震化を取り巻く状況

##### (1) 人口の推移と将来推計

本県では、全国を上回る速度で人口減少・高齢化が進み、2020年に約72万人であった人口は、2030年に約64万人、2050年には約48万人にまで減少すると予測されています。

また、65歳以上の人口は、2020年の約25万人(34.2%)が、2030年に約24万人(37.7%)、2050年には約22万人(44.8%)となる見込みです。

■徳島県における人口推移と人口推計

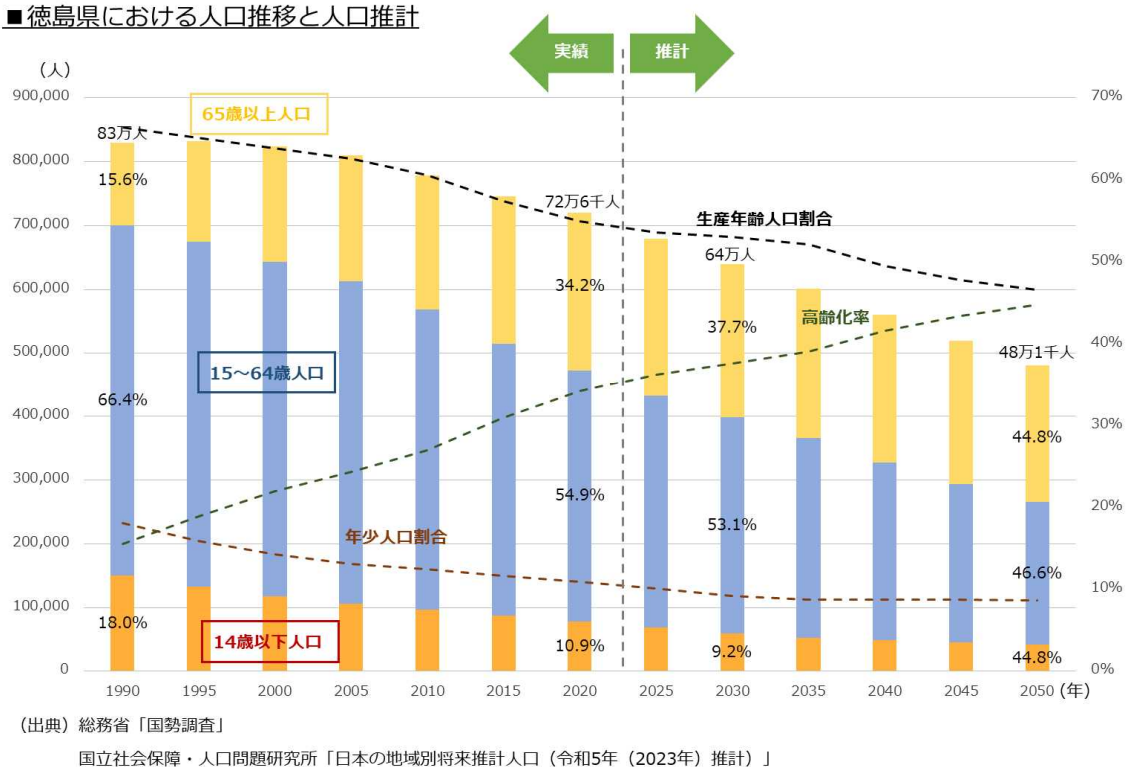


図 3-1-1：徳島県における人口推移と人口推計



## （２）高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」によると、本県における世帯主の年齢が 65 歳以上の「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」を合わせた世帯数の、一般世帯総数に対する割合が、令和2年ですでに3割を超えています。家族の分散居住や少子化の影響により、高齢者のひとり暮らしや夫婦だけで暮らす世帯が増えてきており、今後もこの傾向が続くことが予想されています。

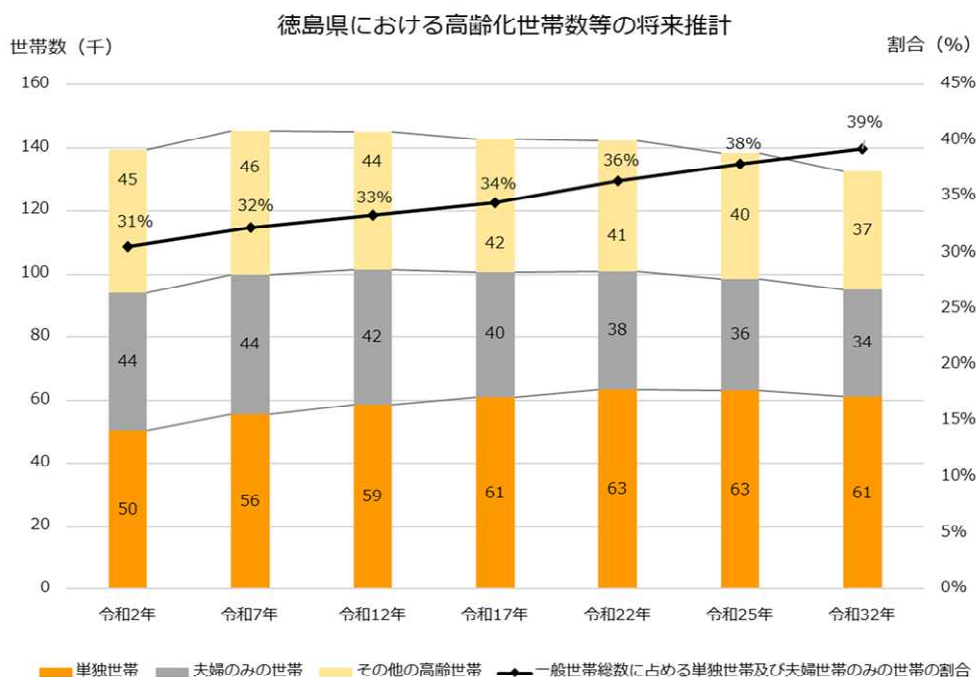


図 3-1-2：徳島県における高齢世帯数等の将来推計  
 (国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(2023 年)による)  
 (※高齢世帯：世帯主の年齢が 65 歳以上の世帯)

なお、令和2年国勢調査によると、高齢者のいる世帯の住居については、持ち家に住む世帯が全体では 87.7%であり、「高齢単身世帯」75.4、「高齢夫婦世帯」92.2%「同居世帯」93.0%と、いずれの世帯でも持ち家の比率が「一般世帯」を上回っています。

(単位：世帯)

| 区分                | 持ち家     | その他    | 計       |
|-------------------|---------|--------|---------|
| 住宅に住む一般世帯         | 211,160 | 96,198 | 307,358 |
|                   | 68.7%   | 31.3%  | 100%    |
| 65歳以上の高齢者のいる高齢世帯  | 128,864 | 18,088 | 146,952 |
|                   | 87.7%   | 12.3%  | 100%    |
| 高齢単身世帯            | 31,925  | 10,416 | 42,341  |
| (65歳以上の単身者のみ)     | 75.4%   | 24.6%  | 100%    |
| 高齢夫婦世帯            | 40,417  | 3,414  | 43,831  |
| (いずれかが65歳以上の夫婦のみ) | 92.2%   | 7.8%   | 100%    |
| 同居世帯              | 56,522  | 4,258  | 60,780  |
|                   | 93.0%   | 7.0%   | 100%    |

表 3-1-3：徳島県における住宅の所有関係  
 (令和2年国勢調査による)

## 2. 特定建築物の耐震化

### (1) 耐震化の状況

不特定多数の者が利用する特定建築物<sup>(※1)</sup>については、耐震化の状況が被害に大きな影響を与えることから、官民を問わず建築物の早急な耐震化を目指します。

本県の特定建築物の棟数は、令和7年7月1日時点で 3,732 棟(うち公共建築物 1,093 棟)あり、そのうち耐震性があると確認されている建築物が 3,192 棟(うち公共建築物 1,065 棟)で、耐震化率は 85.5%(令和2年時点の耐震化率 81.7%)です。

| 建物用途                                        | 棟数   | 耐震性あり |       | 耐震化率<br>(%) |
|---------------------------------------------|------|-------|-------|-------------|
|                                             |      | S55以前 | S56以降 |             |
| 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校                  | 302  | 144   | 158   | 100.0%      |
| 上記以外の学校                                     | 164  | 62    | 101   | 99.4%       |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの)                          | 46   | 11    | 30    | 89.1%       |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設              | 4    | 0     | 4     | 100.0%      |
| 病院・診療所                                      | 220  | 1     | 199   | 90.9%       |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場                              | 12   | 3     | 7     | 83.3%       |
| 集会場、公会堂                                     | 43   | 14    | 25    | 90.7%       |
| 展示場                                         | 1    | 0     | 1     | 100.0%      |
| 卸売市場                                        | 4    | 1     | 2     | 75.0%       |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗                      | 129  | 2     | 85    | 67.4%       |
| ホテル、旅館                                      | 107  | 2     | 88    | 84.1%       |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿                        | 1021 | 164   | 695   | 84.1%       |
| 事務所                                         | 213  | 12    | 157   | 79.3%       |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム<br>その他これらに類するもの   | 184  | 3     | 179   | 98.9%       |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター<br>その他これらに類するもの | 24   | 1     | 21    | 91.7%       |
| 幼稚園、保育所                                     | 104  | 23    | 80    | 99.0%       |
| 博物館、美術館、図書館                                 | 16   | 1     | 15    | 100.0%      |
| 遊技場                                         | 4    | 0     | 4     | 100.0%      |
| 公衆浴場                                        | 2    | 0     | 2     | 100.0%      |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール<br>その他これらに類するもの | 2    | 0     | 1     | 50.0%       |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する<br>サービス業を営む店舗      | 87   | 0     | 87    | 100.0%      |
| 工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)                | 227  | 10    | 189   | 87.7%       |
| 自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は停車のための施設              | 14   | 1     | 13    | 100.0%      |
| 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物              | 119  | 35    | 76    | 93.3%       |
| 小計                                          | 3049 | 490   | 2219  | 88.8%       |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                      | 683  | 9     | 474   | 70.7%       |
| 小計                                          | 683  | 9     | 474   | 70.7%       |
| 合計                                          | 3732 | 499   | 2693  | 85.5%       |

表 3-2-1：特定建築物の耐震化の現状(令和7年7月時点)

※ 1：徳島県耐震改修促進計画における特定建築物とは次のものをいう。

- (1)表 3-2-1 に示す建築用途（次の(2)～(5)を除く）で延床面積が 1,000 ㎡以上かつ 3 階建て以上の建築物
- (2)小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、老人ホーム、老人福祉施設等は、延床面積が 1,000 ㎡以上かつ 2 階建て以上の建築物
- (3)体育館（一般の用に供されるもの）は、延床面積が 1,000 ㎡以上かつ 1 階建て以上の建築物
- (4)幼稚園・保育所は、延床面積が 500 ㎡以上かつ 2 階建て以上の建築物
- (5)一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

## （２）目標

特定建築物のうち「学校」「病院」「庁舎」「公営住宅（改良住宅を含む）」については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から、より迅速な建築物の耐震化を図る必要があるため、耐震化率 100%となるよう引き続き取り組んでいきます。

(単位：棟)

| 建物用途 | 棟数<br>(A) | S55以前        |              | S56以降<br>(D) | 耐震性<br>あり<br>(E=C+D) | 耐震化率<br>(%)<br>(E/A) |
|------|-----------|--------------|--------------|--------------|----------------------|----------------------|
|      |           | 耐震性<br>なし(B) | 耐震性<br>あり(C) |              |                      |                      |
| 学校   | 466       | 1            | 206          | 259          | 465                  | 99.8%                |
| 病院   | 220       | 20           | 1            | 199          | 200                  | 90.9%                |
| 庁舎   | 101       | 4            | 31           | 66           | 97                   | 96.0%                |
| 公営住宅 | 321       | 7            | 152          | 162          | 314                  | 97.8%                |

表 3-2-2：特定建築物のうち 4 用途の耐震化の現状（令和 7 年 7 月時点）

### 3. 住宅の耐震化

#### (1) 耐震化の状況（県全体）

「総務省令和5年住宅・土地統計調査」の住宅の構造等に関するデータから、本県の住宅の耐震化の状況を推計したところ、居住世帯のある住宅約 30.3 万戸のうち、耐震性がある住宅は約 26.1 万戸で耐震化率は 86.0%となっています。

(単位：戸)

|           | 住宅総数<br>(A) | 旧耐震（S55以前）<br>の住宅数 | 新耐震<br>(S56以降)<br>の住宅数<br>(D) | 耐震性あり<br>の住宅数<br>(E=C+D) | 耐震化率<br>(%)<br>(E/A) |
|-----------|-------------|--------------------|-------------------------------|--------------------------|----------------------|
|           |             | うち耐震性なし (B)        |                               |                          |                      |
|           |             | うち耐震性あり (C)        |                               |                          |                      |
| 戸建住宅      | 210,500     | 66,987             | 143,513                       | 172,339                  | <b>81.9%</b>         |
|           |             | 38,161             |                               |                          |                      |
|           |             | 28,826             |                               |                          |                      |
| 共同住宅<br>等 | 92,600      | 15,687             | 76,913                        | 88,465                   | <b>95.5%</b>         |
|           |             | 4,135              |                               |                          |                      |
|           |             | 11,552             |                               |                          |                      |
| 合 計       | 303,100     | 82,674             | 220,426                       | 260,804                  | <b>86.0%</b>         |
|           |             | 42,296             |                               |                          |                      |
|           |             | 40,378             |                               |                          |                      |

表 3-3-1：住宅の耐震化の現状（令和 5 年住宅・土地統計調査による）

#### (2) 耐震化の状況（地域別・世帯別）

「総務省令和5年住宅土地統計調査」においては、比較的人口が多い「8市及び人口 1 万5千人以上の3町」は市町ごとに住宅の構造等に関するデータが公表されていますが、人口 1 万 5 千人未満の残りの 13 町村については町村ごとのデータが公表されていないため、県では国の手法に則って、13 町村を対象に、「耐震化の状況」を把握し、さらに詳細な傾向をつかむため、「所有者等の耐震化対策の考え方」をヒアリングやアンケート配布にて調査を行いました。

##### <実施町村>

勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

##### <実施方法>

- ・13 町村からの地域抽出に基づき、登記情報により建築年を確認できたものや地図上で確認できた計 4,387 戸のうち、昭和 56 年以前に着工された住宅を対象に、戸別訪問によるヒアリングやアンケート調査を実施
- ・調査期間は、令和 7 年 7 月～9 月
- ・登記情報、現地での確認、ヒアリングやアンケートの回答があった合計 3,061 戸のデータを基に分析

## ア. 地域別の耐震化状況

人口1万5千人未満の人口の少ない13町村のうち、県南部の耐震化率が「73%」と最も低く、県西部では「85%」、県央部では「92%」となっています。三地域の中で低位な県南部については、より重点的な対策の後押しが必要となっています。

| 地域                                                    | 耐震化率 |
|-------------------------------------------------------|------|
| <b>県央部</b><br>(勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、<br>那賀町、松茂町、板野町、上板町) | 92%  |
| <b>県西部</b><br>(つるぎ町、東みよし町)                            | 85%  |
| <b>県南部</b><br>(牟岐町、美波町、海陽町)                           | 73%  |

表 3-3-2 : 人口1万5千人未満の13町村の地域別の耐震化の状況

## イ. 世帯別の耐震化状況

世帯別に見ると、旧耐震の住宅が占める割合は、高齢世帯(21.2%)が一般世帯(9.1%)を大きく上回っており、古いまま使われている住宅が多いことがわかります。高齢世帯で耐震化が進んでおらず、対策の促進が必要となっています。

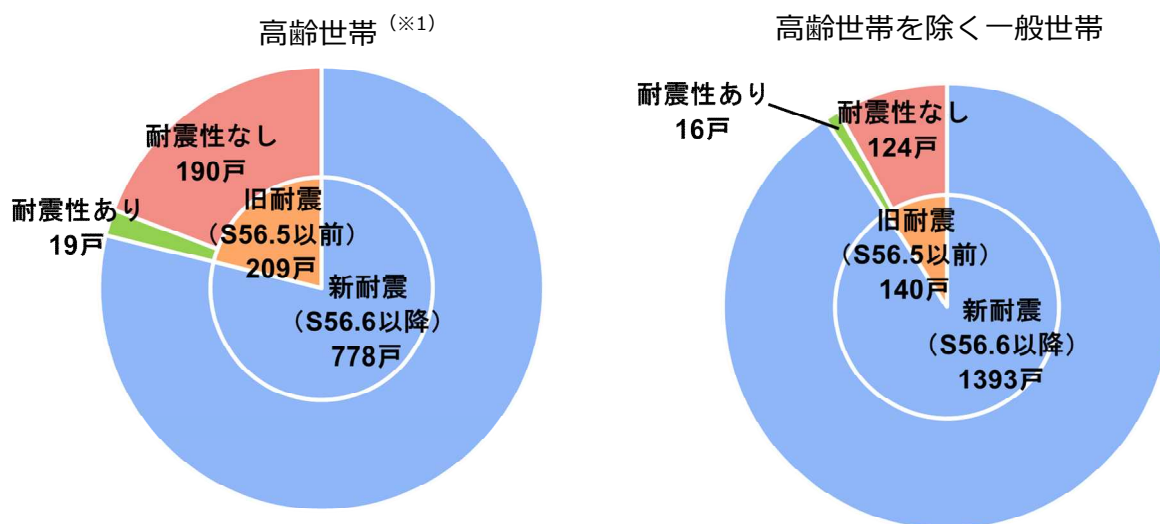


図 3-3-3 : 世帯別の耐震化の状況

※ 1 高齢世帯 : 65 歳以上の「高齢単身世帯」及び「高齢夫婦世帯」



### (3) 今後の耐震化対策の考え方のアンケート結果

#### ア. 地域別

高齢世帯を地域別に見ると、耐震化を躊躇する理由として「費用がかかる」という回答を除くと、県西部や県央部では「今後長く住まない」が多く、県南部では「大丈夫だと思う」が多いということがわかりました。

また、県南部では他と比べて、支援制度を認知している割合が高いものの、倒壊してもいいと考える回答が多いという結果となりました。県南部では耐震化を放棄している方がいることがわかります。

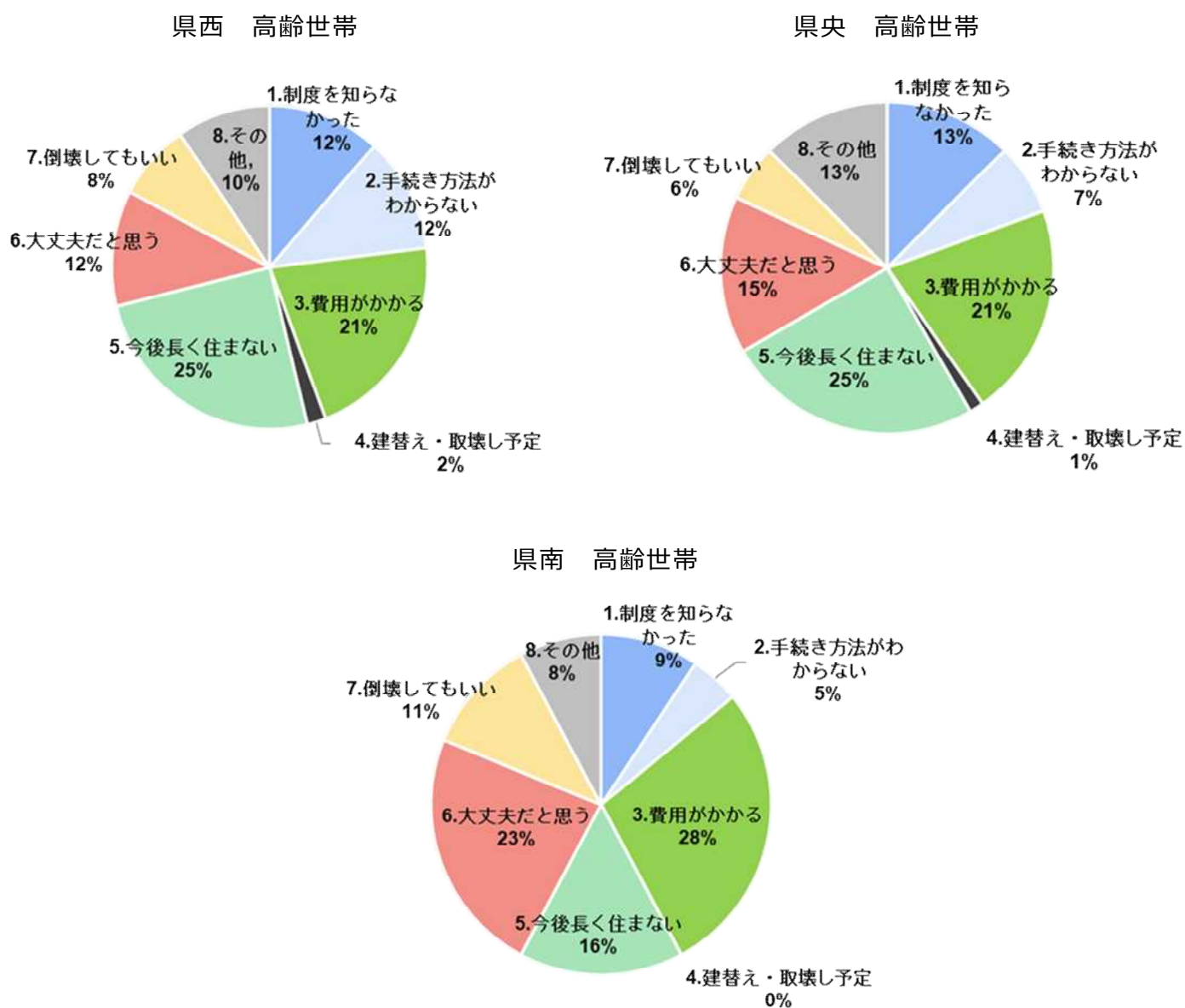


図 3-3-4：地域別の高齢世帯 耐震診断を躊躇する理由

## イ. 世帯別

耐震診断を躊躇する理由として、高齢世帯、高齢世帯を除く一般世帯ともに、「費用がかかる」という回答が最も多いことが分かります。また、高齢世帯では高齢世帯を除く一般世帯に比べて、「今後長く住まない」、「倒壊してもよい」という理由の割合が高く、高齢世帯を除く一般世帯では、高齢世帯に比べて「制度を知らなかった」、「手続き方法がわからない」という理由の割合が高い結果になりました。

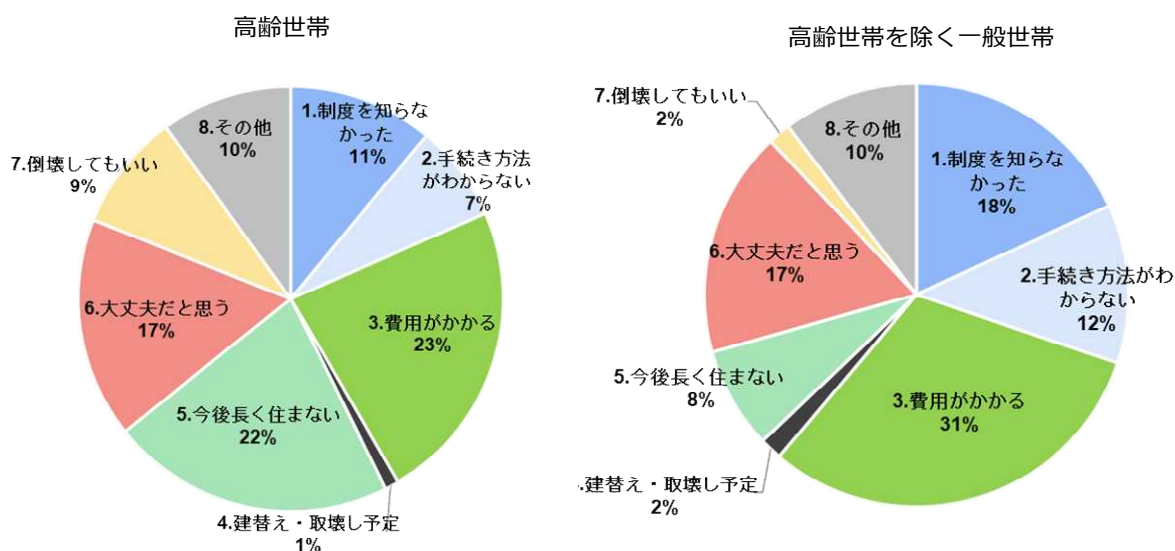


図 3-3-5：世帯別 耐震診断を躊躇する理由

## ウ. 耐震改修工事に対して想定している個人費用

耐震改修工事に対して想定している個人費用は、高齢世帯、一般世帯ともに「0円」という回答が約6割を占めています。高齢世帯では、約8割が100万円以下、一般世帯では9割以上が100万円以下となっています。

また、耐震改修を自己資金なしで実施できる制度(リバースモーゲージ型住宅ローンを活用し、県・市町村が利子を支払う制度)を利用したいという方は25%となっています。

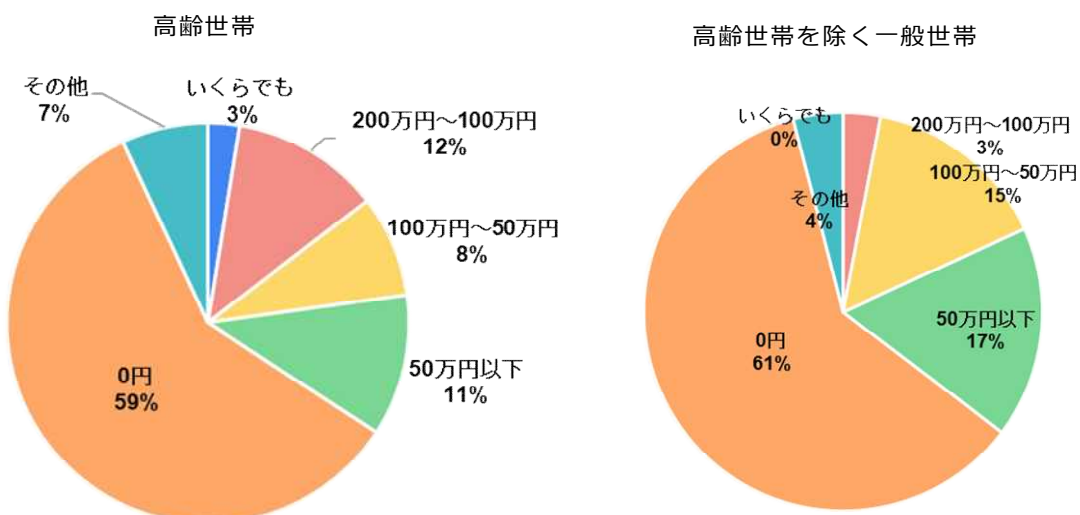


図 3-3-6：耐震改修工事に対して想定している個人費用

#### (4) 調査から見えた課題の分析と令和6年能登半島地震の教訓

調査結果から、次のような課題が見えてきました。

- ・耐震化を躊躇理由としては、費用負担が最大の要因となっているものの、高齢世帯では「今後長く住まない」「倒壊してもよい」、高齢世帯以外の一般世帯では「補助制度を知らない」「手続き方法がわからない」も多く、世帯により耐震化を躊躇する理由が異なる。
- ・高齢世帯は昭和56年以前の住宅に住む割合が高く、高齢化率の高い県南部において耐震化率が低い。
- ・県南部では、制度を知らない割合は少ないものの、「倒壊しても良い」という割合が高く、ヒアリングの際に、「津波で流されてしまうから、耐震改修しても意味がない」という声もあり、地震時に津波が想定されることから耐震化を放棄している方がいる。

地震発生時の被害を軽減するためには、住宅の耐震化に引き続き取り組んでいく必要がありますが、各世帯における様々な事情により耐震化が実施できない状況があることから、個々の事情に応じた対策の誘導が必要です。

能登半島地震では建築年代が古い木造住宅が多数倒壊しました。また、持ち家比率が高く、かつ所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低いということが明らかになっており、本県においても同様の傾向があることから地域の特性に応じた対策の誘導が必要です。

また、住宅が被災したとしても住んでいる方の命だけは守る「減災化」の視点を令和3年度から取り入れており、今後も、大規模地震発生時の建物被害から一人でも多くの県民の命を守り「死者ゼロ」を目指した取組を強力に推進していきます。

---

## 第4章 耐震化・減災化促進のための施策

---

### 1. 所有者、県、市町村、関係団体の役割分担

#### (1) 所有者、県、市町村等の役割分担の考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各関係機関の連携・役割分担により耐震化・減災化を促進します。

##### ア. 所有者等の自助努力

住宅・建築物の耐震化・減災化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化・減災化を進めることが重要です。

##### イ. 所有者等への支援

県・市町村は所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取組を総合的に進めていきます。

#### (2) 役割分担

住宅・建築物の所有者等と県・市町村及び関係団体は、それぞれの役割分担のもと、相互に連携を図りながら耐震化・減災化の促進に努めます。

##### ア. 関係部局・市町村との連携

県、市町村及び関係団体で「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しており、県内における住宅・建築物に関する耐震化の現状把握や目標設定に努め、県と市町村の施策に関して連携を図り、耐震化を促進します。

##### イ. 関係団体との連携

建築士や大工などの設計・施工に携わる方々で構成される建築士会や建築士事務所協会、建設労働者による組合をはじめ、勤労者に良好な居住環境をもつ住宅を供給してきた住宅供給公社などの建築関係団体と連携協力のもと、戸別訪問や各種イベントでの相談会などを活用して「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」などを周知していきます。

## ウ．自主防災組織等との連携

より地域に根ざした耐震化・減災化の促進には、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに、耐震化・減災化を含めた防災意識の向上や情報共有が行われることが重要です。建築物等の耐震化を地域全体の問題と捉え、自主防災組織と連携・協力のもと避難路の危険ブロック塀の点検や、耐震出前講座の開催や戸別訪問を通して「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」などを周知していきます。

## エ．福祉部局との連携

手すりの取り付けや段差解消など高齢者の住宅改修支援を行っている市町村、介護保険を活用した住宅改修の相談に応じる場面のある地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員等を通じて、「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」、「建築関係の相談窓口」などを周知する等、地域の高齢者保険福祉施策を進める福祉部局とも連携を図っていきます。

## 2. 建築物に対する取組

### (1) 基本的な取組方針

県や市町村が所有する公共施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たします。このため、防災上重要な施設については、重点的に耐震化すべき建築物として取り組んでいきます。

また、民間施設についても、不特定多数の者が利用する施設、災害応急対策活動に必要な施設、ハザードマップ等示された避難所と位置づけられている施設、避難路の沿道にある施設については重点的に耐震化を行えるような支援、指導・助言が必要と考えます。

特に、耐震化率 100%を目標とする「学校」「病院」については、より迅速な耐震化が図られるよう、個別に指導・助言を行います。

### (2) 耐震診断を義務付ける建築物

#### ア. 不特定多数の者が利用する大規模建築物

「不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なもの」は、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震改修促進法附則第3条第1項において、「要緊急安全確認大規模建築物」として耐震診断が義務化されています。

その耐震診断の結果については、建築物の用途ごとにとりまとめ、ホームページその他の適切な方法により公表を行っています。

#### イ. 防災拠点建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める「大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物」は、地震時における応急対策活動の中心となる施設や避難所となる施設等で、「要安全確認計画記載建築物」として耐震診断の結果の報告が義務付けられます。

県では、市町村の地域防災計画において、地震発生時に緊急性が高く代替施設がない施設（庁舎、消防本部、診療所）及び地震・津波時の避難所として位置づけられている施設（既存耐震不適格建築物に限る）を、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）として指定し、地震時における応急対策活動の中心となる施設等の耐震性の確保を図ります。

なお、指定された報告期限までに所管行政庁に報告がなかった建築物を所有する市町村に対しては、速やかに報告を求めます。

求めに応じず報告がなされない場合は、耐震改修促進法第8条第1項に基づき、建築物の所有者に対し必要な命令をします。命令をしたときは、耐震改修促進法第8条第2項に基づき、その旨を公表します。



## ウ．避難路沿道建築物

緊急輸送道路は、災害発生時の救急救命、消火活動、物資輸送、復旧復興の大動脈であり、沿道にある建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、県民の生命と財産を守るために極めて重要です。

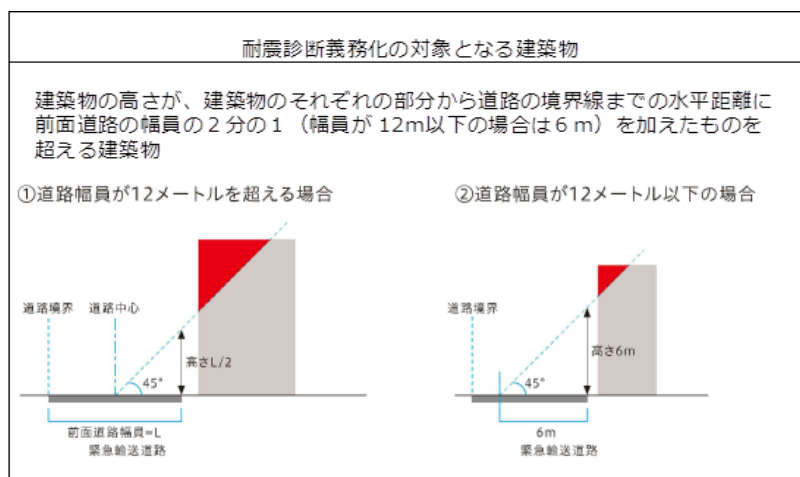
本計画においては、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づき、地震時に通行を確保すべき避難路として、徳島県地域防災計画（令和2年 10 月）において定められた「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」、「第3次緊急輸送道路」を指定し、その沿道の「通行障害既存耐震不適格建築物」の耐震化を図ります。

このうち国道 11 号、国道 32 号、国道 55 号（「大林北交差点」から「津乃峰東分交差点」までの間は、「県道 130 号大林津乃峰線」が対象）、国道 192 号、国道 193 号を、同法第5条第3項第2号に基づく避難路（耐震診断義務化路線）として指定し、当該道路沿道の「通行障害既存耐震不適格建築物」の耐震診断の義務付けを行っています。

令和3年3月 31 日までに所管行政庁に報告がなかった建築物の所有者に対しては、耐震化の必要性や支援制度について周知徹底し、速やかに報告を求めています。

求めに応じず報告がなされない場合は、耐震改修促進法第8条第1項に基づき、建築物の所有者に対し必要な命令をします。命令をしたときは、耐震改修促進法第8条第2項に基づき、その旨を公表します。

これにより一定規模要件に該当する沿線の建築物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建築物の倒壊等を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。



### (3) 情報提供と普及啓発

#### ア. パンフレットやホームページでの周知活動

県庁のホームページやパンフレットを活用し、耐震診断・改修の進め方や支援制度について広く案内するとともに、相談会や講習会を開催し、住民の意識の向上を図ります。



図 4-2-1：緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を呼びかけるパンフレット

## イ．戸別訪問による普及啓発

民間建築物が多い緊急避難路沿道建築物については、市町村や関係団体と連携して、行政職員と建築士による戸別訪問を行い、所有者に対して、耐震診断の必要性、支援制度、診断後の流れや費用負担等の説明を行うとともに、耐震診断や耐震改修に関する相談に対応します。

## （４）支援制度

県では、総括的な建築物の耐震化を目指し、民間の建築物に対する支援策を講じて地震時の災害予防に努めます。

## （５）相談体制

県、県内全市町村及び建築関係団体で耐震相談を受けられる体制を整備します。

また相談を受ける県及び市町村の職員は研修等により知識の習得に努めます。

**建築物  
耐震  
相談所**  
を開設しています

▲住宅の耐震（徳島県立中央図書館）  
▲ビルの耐震（H23東日本大震災）  
▲耐震補修例（徳島小松島役所）

**相談無料** 住宅、マンション、事務所、病院などの耐震診断や改修工事に関する相談をはじめ、建物の構造に関する相談に、建物構造に詳しい建築士が無料で応じます。

**相談時間** 第2・第4水曜日の午後1時から5時まで  
※祝日・年末年始を除く

**相談場所** （一社）徳島県建築士事務所協会内  
自治会館2階  
徳島市幸町3丁目5-5（徳島市役所南）

☎電話相談や電話予約もできます

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| TEL    | 088-652-5862             |
| FAX    | 088-653-5201             |
| E-mail | info@tokushima-aaf.or.jp |

徳島県 / 一般社団法人徳島県建築士事務所協会

図 4-2-2：建築物耐震相談所のポスター

### 3. 住宅に対する取組

#### (1) 基本的な取組方針

住宅の耐震化・減災化の促進のためには、住宅の所有者等が、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

県は、所有者等の経済的負担の軽減のための支援制度、耐震診断や耐震改修を行う技術者や事業者の人材育成、普及啓発、相談体制の整備などを行います。

また、住宅の所有者等に対しては、世帯構成や生活形態、現状の耐震性の状況等により必要となる対策も異なるため、個々の状況に応じた誘導を行います。

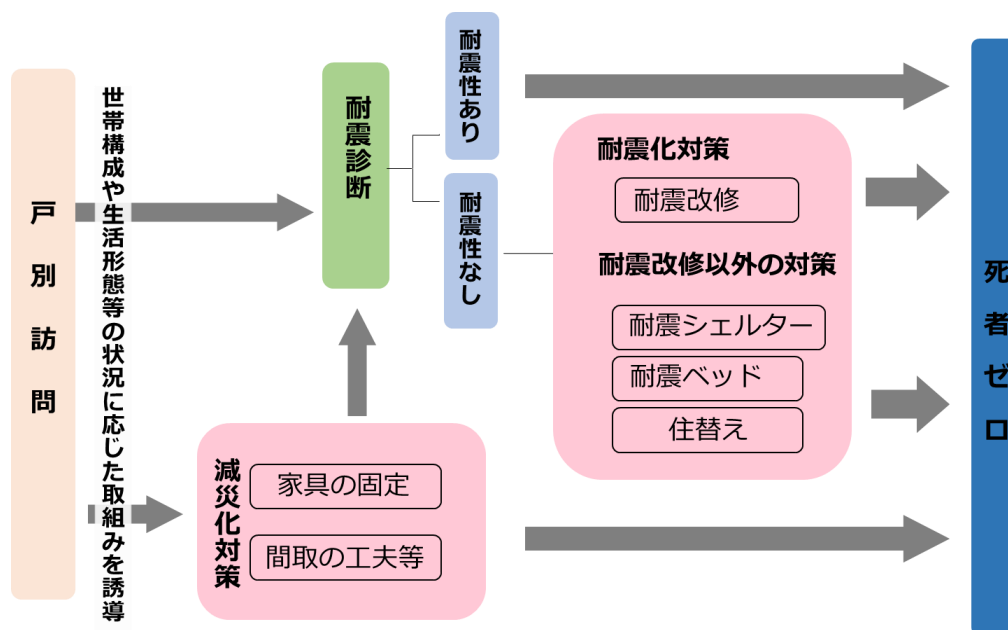


図 4-3-1：世帯別の取組例

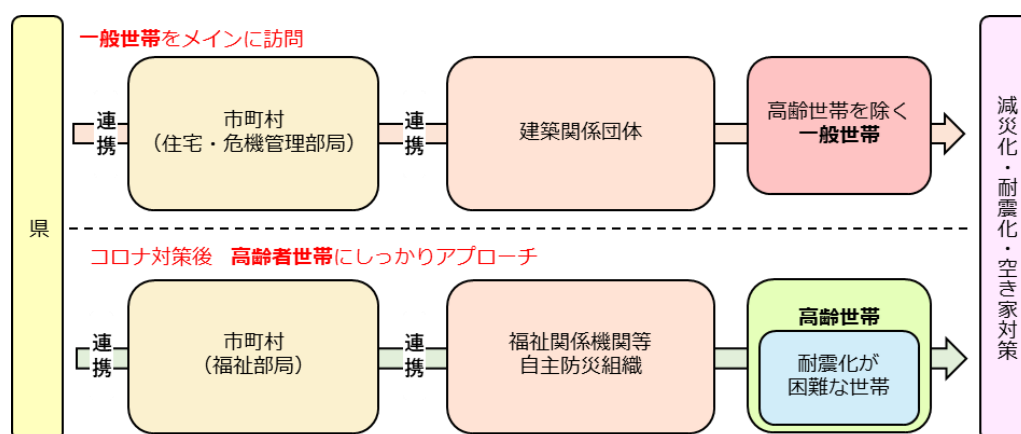


図 4-3-2：戸別訪問の体制

## (2) 命を守る取組

### ア. 耐震診断の促進

命を守るためには、自らの住宅の耐震性について把握することが重要です。

耐震診断では、建物が地震も揺れに対してどの程度耐震性を持っているか数値で示し、建物のどこに問題があり、補強が必要かどうか、耐震診断員が説明を行います。

耐震性が低い場合は、個々の状況に応じた対策が必要です。

### イ. 耐震改修の促進

耐震診断の結果、耐震性なしと診断された住宅で生活している人命や財産を、地震による住宅の倒壊の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが重要です。

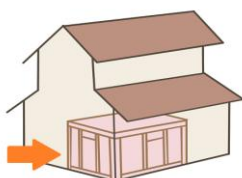
しかしながら、一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合があります。このため、家族の状況、生活環境等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的にを行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に進めることなど、実情に合った耐震改修方法を提案します。

### ウ. 圧死などから人命の安全を確保する「耐震シェルター」や「耐震ベッド」の設置の促進

大地震に対する安全性を確保するには、耐震改修などによって住宅の耐震基準を満たすことが重要ですが、住宅の所有者の経済的な理由や個々の事情により、耐震改修工事ができない場合は、地震による住宅の倒壊から最低限、人命の安全を確保するために「耐震シェルター」や「耐震ベッド」は有効です。

「耐震シェルター」は住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの1室を補強し、大地震の際に局所的な安全空間を確保するものであり、「耐震ベッド」は強固なフレームが使用され、大地震の際にベッド内の安全な空間を確保し、人命の安全を確保するものです。

これらは住宅全体を補強する耐震改修よりも、比較的安価で、工事期間が短く設置が可能であり、「今後長く住まない」という理由などから住宅の耐震化に躊躇する高齢者に対して、設置を促進していきます。





## 工．住み替えの促進

実態調査でも「解体予定・移住の予定あり」という方が少なからずおられたように、現在の住宅への対策だけでなく、耐震性のない老朽化した住宅の建替えや除却も耐震化の有効な手段です。建替えはもちろん、別居家族との同居や高齢者向け住宅への住み替え等、住宅の除却について支援します。

## オ．家具等の転倒防止対策の促進

阪神・淡路大震災では、犠牲者の1割、負傷者の46%は家具の転倒によるものでした。さらに、日本建築学会「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」によると、阪神・淡路大震災における震度7の地域では、住宅の全半壊をまぬがれたにもかかわらず、全体の約6割の部屋で家具が転倒し、部屋全体に散乱したと示されており、家屋内での安全性を確保することが重要です。

また、『南海トラフ巨大地震』の津波予測では、早いところで地震後約4分で津波の影響が出始め、約26分で最大波に到達する地点もあり、避難経路を確保し最低限の安全を確保することも重要です。

このため、「後継者がいない」ことや「津波で流されてしまうから」などを理由に耐震化を諦めている高齢世帯や、築年数が古いせいで耐震性が著しく低く耐震改修が困難な世帯等に対しては、地震被害を最小限に抑え、最低限でも安全性を確保するため、次のような家具類の転倒防止対策を普及促進します。

- ①待避場所や避難経路の確保のため、なるべく家具を置かない安全スペースを作っておくよう間取りの工夫をする
- ②家具の転倒による被害防止や避難経路の確保のため、家具の高さや向きを考えて配置したり、転倒防止器具の取り付けを行ったりする

なお、県の耐震改修支援事業を活用する場合は、高さ1.5m以上の家具の固定を必須条件とするなど、家具の転倒防止対策を促進しています。

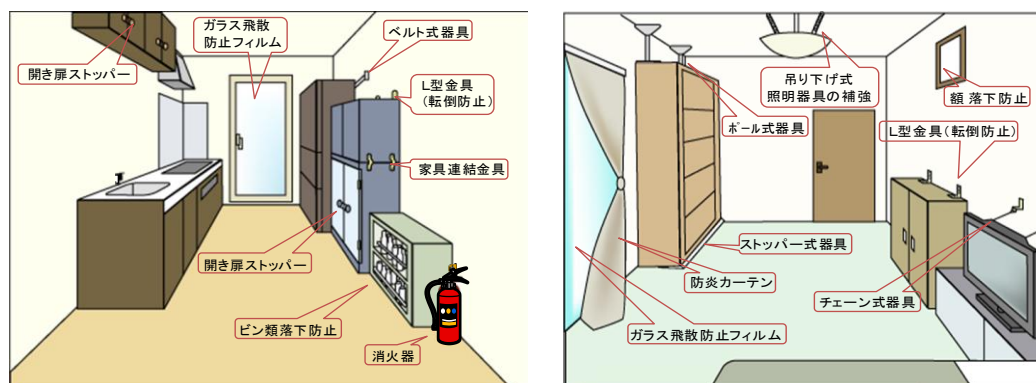


図 4-3-3：家具類の転倒防止対策の例

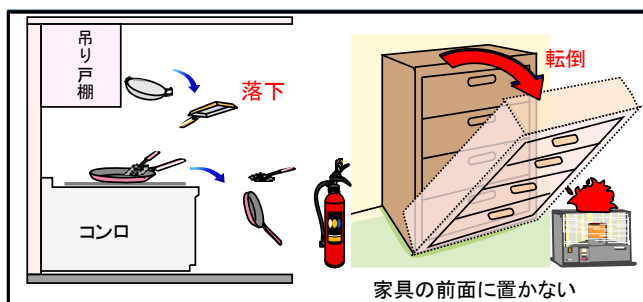


## 力、地震時の被害を最小限にする簡易対策の促進

高齢者は寝室に居る時間が長く、寝ているときは地震の揺れに気が付くまでに時間がかかります。また、無防備な状態であることから、最低限の安全性を確保するため、避難対策も含めて寝室の家具の配置の工夫などの簡易対策を促進します。

### <簡易対策の例>

- ・就寝時はカーテンを閉めることで、地震時のガラスの飛散防止対策とする。
- ・寝室に背の高い家具を置かない(置く必要があれば家具の固定をする)。
- ・地震時に揺れて破損する照明をコードのない天井取り付けの照明に変える。
- ・避難できる通路を確保するため、出入り口や通路には物を置かない。  
特に玄関への傘立てや水槽など、倒れて避難の妨げになる物は置かない。
- ・避難経路への照明の準備を行う。



### ○家の安全スペース

- ・住居内は、なるべくものを置かない  
安全スペースを作っておきましょう。
- 【安全スペースの例】  
寝室・廊下など

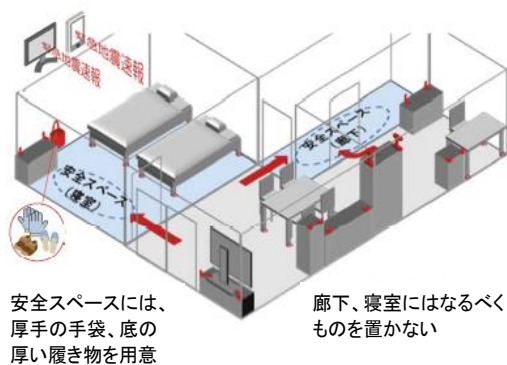
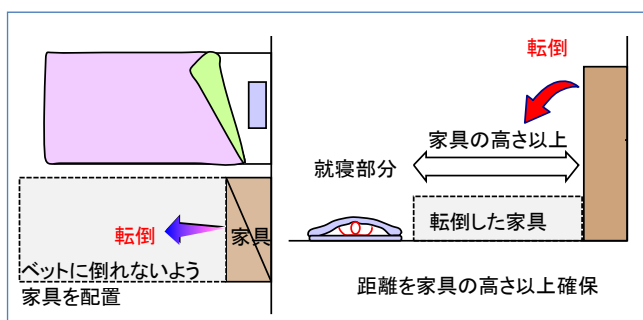


図 4-3-4：家具配置の工夫

## キ．電気火災予防対策の促進

東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件で、そのうち過半数が電気関係の出火でした。

このため、感震ブレーカー等の設置により地震時の電気を遮断することで、電気起因する出火が相当程度抑制されると考えられることから、県では、耐震改修と併せて設置する感震ブレーカーに対する支援を行い、発災時の火災予防対策に努めます。

地震の時、自動で電気を遮断できる  
**感震ブレーカー**をつけましょう



お知らせ

ご存じですか？

**地震による火災の過半数は  
電気が原因という事実。**



東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

東日本大震災における火災の発生原因



その他 46% 電気関係 54%

※日本火災学会編「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

**電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です。**

『感震ブレーカー』は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

主な感震ブレーカーの種類



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(外付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ

感震ブレーカーは、延焼危険性や避難困難度が特に高い「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域<sup>(※1)</sup>」及び「防火地域・準防火地域<sup>(※2)</sup>」において、緊急的・重点的な普及促進が必要とされています。

内線規程<sup>(※3)</sup>において、感震ブレーカー(分電盤タイプ)の「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の全ての住宅等及び「防火地域・準防火地域」の住宅等への設置が勧告の事項となり、それ以外の住宅等への設置が推奨の事項となりました。

※1 地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に優先的に取り組むべきとして地方自治体が指定した地域のことです。(詳細については、大規模地震時の電気火災取組等の検討について(備考)(平成30年3月)を参照してください。)

※2 都市計画図面に示す「防火地域・準防火地域」の火災及び延焼の危険を軽減する施策(主に耐火建築物等)を多く、です。

※3 「内線規程」とは、電気事業者等における電気設備の保安を確保することを目的として作成された技術規程です。設計、施工についての技術的な事項をすべて包含し、これを厳格に遵守しなくてはならないもので、一般に日本電気協会等が技術規程の役割において作成されます。

図 4-3-5：感震ブレーカー案内パンフレット（発行：内閣府、消防庁、経済産業省）

### (3) 情報提供と普及啓発の強化

耐震化・減災化を図るためには、住宅の所有者がその危険性を認識し、必要な対策を取ることが重要であることから、県では、耐震化・減災化の必要性について、あらゆる機会を捉えて積極的な情報提供に努めます。

#### ア. パンフレットやホームページでの周知活動

パンフレットやポスター、県のホームページ等を活用し、繰り返し、簡単にできる耐震診断の方法や、イラストを用いた耐震診断・改修の進め方、支援制度等について広く周知することで、耐震化・減災化に興味を持ってもらい、住民の意識の向上を図ります。



図 4-3-6 : 「もう待てない住まいの耐震化」ポスター

徳島県  
まいったなし住まいの耐震化

[計画](#)
[木造住宅の耐震化](#)
[耐震事業者](#)
[沿道建築物の耐震化](#)
[お知らせ](#)
[相談窓口](#)
[リンク集](#)
[ダウンロード](#)

[まいったなし住まいの耐震化](#) > [木造住宅の耐震化](#)

木造住宅の耐震化

[耐震診断・補強計画](#)
[耐震改修（本格改修）](#)
[耐震シェルター設置](#)
[住替え（除却）](#)
[とくしま耐震建替応援プラン](#)
[耐震リフォームの減税制度](#)
[木造住宅耐震改修事例](#)

木造住宅の耐震化

地震が起きた時にあなたの住まいは大丈夫ですか？  
まずは耐震診断をして耐震化を進めましょう！

木造住宅耐震化のながれ

市町村窓口から申込みをしていただくと耐震診断員（建築士）を派遣し、耐震診断を行います。

耐震診断の評点が1.0未満だった場合、耐震改修工事、耐震シェルター設置又は住替えへの補助を活用していただけます。  
耐震診断の評点が1.0以上だった場合は耐震性があります。

まずは、ご自宅の耐震性を確認しましょう。

図 4-3-7：「まいったなし！住まいの耐震化」ホームページ

「ホームページ」はこちら



## イ．戸別訪問による普及啓発

住民の対応を待つだけではなく、特に耐震化が進んでいない地域や高齢者世帯に対して、市町村や関係団体と連携して、対象となる住宅を積極的に訪問し、行うアウトリーチ型の啓発活動を実施し、なぜ耐震化や減災化が必要なのか、具体的な行動に移すための手順として耐震診断や耐震改修などの流れ、お住まいの市町村が実施している支援制度や申請手続きなどの説明を行います。

## ウ．あらゆる場面を通じた普及啓発

介護支援を受けている方には、地域包括支援センターをはじめとする福祉関係機関等や、地域のケアマネジャー（介護支援専門員）、民生委員等を通じた普及啓発、子育て世帯には子どもの防災教育を通じた普及啓発等、あらゆる場面を通じて普及啓発に努めます。

## エ．セミナーや講習会の実施

広く県民に耐震化・減災化の必要性について周知するため、セミナーや講習会を開催します。



## （４）支援制度

県では、総合的な住宅の耐震化に向け、木造住宅に対する耐震改修や住み替えに対する支援策を講じて地震時の災害予防に努めます。

県の耐震化に対する支援は、都度、期間を定めた制度の充実に努めています。

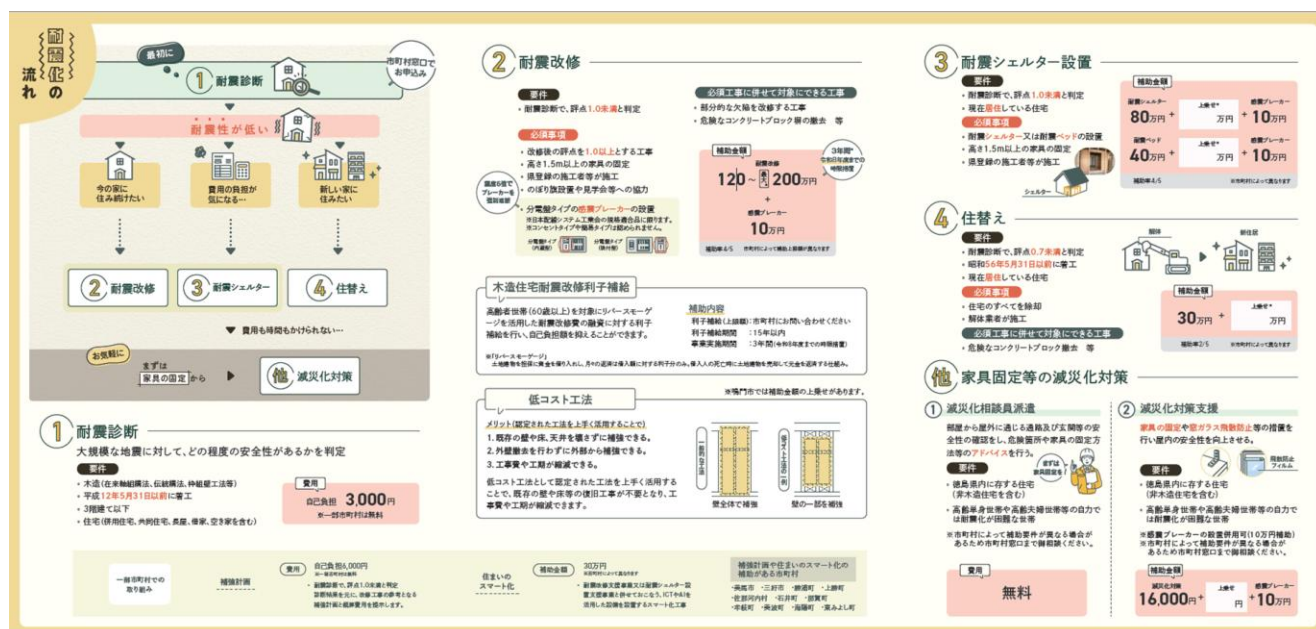


図 4-3-8：支援制度パンフレット

「支援制度」はこちら



## （５）その他の支援策の周知

旧耐震基準の住宅の耐震改修に対して、所得税額の特別控除や固定資産税の減額制度が設けられていることから、県では、これらの特例措置を円滑に活用できるよう広く情報提供を行います。

実態調査によると、「費用がかかるため」という理由で、耐震化が進まない状況がわかっています。耐震化の際に、リバースモーゲージ型住宅ローン※を活用すると、費用負担の軽減が期待できるため、経済的な理由で耐震化をしないという方に対し、制度の周知を行い、耐震化を促進します。

また、県では、木造住宅にお住まいの高齢者がリバースモーゲージ型住宅ローンを活用して耐震改修を行う際の、借入資金に対する月々の利息の支払いに対して支援しており、期間を定めて重点的に取り組んでいます。

※リバースモーゲージ型住宅ローンとは、土地と建物を担保に、資金等を借入れし、

借入金はいずれに死亡したときに不動産を処分して返済する仕組み



図 4-3-9：「徳島県木造住宅利子補給制度」パンフレット

## (6) 人材育成の推進

耐震診断や耐震改修などが適切に行われるためには、技術者・事業者が耐震診断や耐震改修などについて必要な知識、技術等の習得に努めることが必要です。

県では、耐震診断・改修を行う技術者・事業者の技術力向上を図るため、建築関係団体と連携して、講習会を開催し、耐震診断や耐震改修の設計を行う「徳島県木造住宅耐震診断員」、耐震改修、耐震シェルター、耐震ベッドを施工する「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」を登録し、登録者をホームページで公開しています。

また、「耐震診断や耐震改修工事を誰に頼んだらいいかわからない」という方に対しては、安心して耐震化を実施できるよう、計画から工事完了まで実施できる事業所を「耐震スーパーバイザー」として認定し、改修事例とともにホームページで紹介しています。

さらに、「耐震改修施工者の技術力向上」と「レベルの高い耐震改修施工者を見える化」するため、耐震改修施工者向けのスキルアップ講習会を実施し、よりスキルの高い者を「耐震改修施工エキスパート」として認定します。

「耐震事業者」はこちら





## (7) 相談体制の強化

住宅の所有者等が安心して耐震化や減災化を実施できる環境整備が重要です。県では、県民からの様々な相談を受け付ける「耐震相談総合窓口」を県住宅課に設置し、耐震診断や耐震改修などの相談、支援制度の情報提供などをより一層細やかに行います。

また、県内全市町村の担当課においても、職員は研修等により知識の習得に努め、県と連携しながら相談及び制度の情報提供に努めます。

さらに、建築関係団体と連携して、住民からの相談はもとより事業者からの技術的な相談にも対応するための相談窓口を設置、またあらゆる相談に対応するため適切な相談窓口を案内します。

| 名称                                 | 受付時間・連絡先                                                                                       | 相談内容                                                       |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 耐震相談総合窓口<br>(徳島県住宅課)               | 8:30～17:15<br>Tel：088-621-2598<br>※土、日、休日を除く                                                   | 住宅の耐震化の補助事業などの支援制度に関すること<br>住宅の耐震診断や耐震改修に関する専門的な相談         |
| 各市町村担当課                            | 各市町村の連絡先<br> | 住宅の耐震化の補助事業などの支援制度に関する相談や申込み<br>耐震リフォーム減税に係る証明書発行のお申込み     |
| (公社) 徳島県建築士会                       | 10:00～16:00(4～5月)<br>13:00～16:00(6～3月)<br>Tel：088-653-7570<br>※土、日、休日を除く                       | 木造住宅の耐震診断や耐震改修に関する専門的な相談                                   |
| (一社) 徳島県建築士事務所協会                   | 第2第4水曜日<br>13:00～17:00<br>Tel：088-652-5862                                                     | 木造以外の構造の住宅の耐震診断や耐震改修に関する専門的な相談                             |
| 住まいのダイヤル<br>(公財) 住宅リフォーム紛争処理支援センター | 10:00～17:00<br>Tel：0570-016-100<br>※土、日、休日を除く                                                  | 住宅の取得やリフォームに関してトラブルや不安を抱える消費者等から、技術的問題から法律的問題まで幅広い相談を受け付ける |

表 4-3-10：耐震化に関する相談窓口

さらに、県では、耐震に対する優れた知識とノウハウを持った建築士を「木造住宅耐震専門相談員」として登録し、各種防災イベント等において無料相談を受け付けています。

「相談窓口」はこちら



## 第5章 地震に対するその他安全対策

### 1. 空き家対策の取組

#### (1) 空き家の現状

令和5年住宅・土地統計調査の結果に基づく本県の「その他の空き家<sup>(※1)</sup>」数は、47,600戸と5年前に比べて8,300戸増加し、「その他の空き家」率も12.2%と平成30年から1.9ポイント増加しており、今後も少子高齢化により増加するものと考えられます。

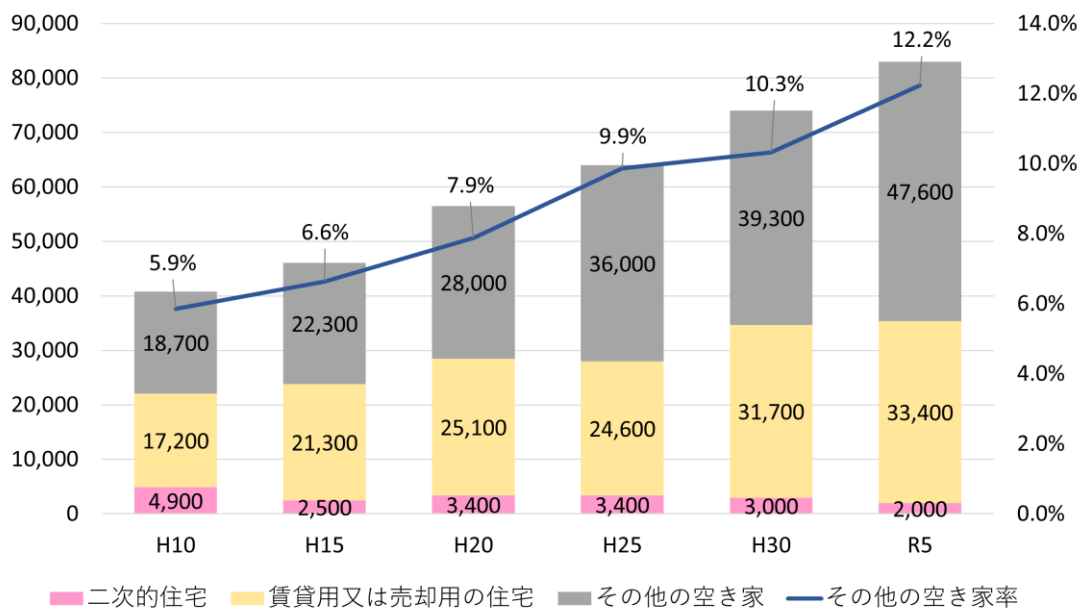


図5-1-1：徳島県の空き家の現状  
(住宅・土地統計調査による)

※1 その他の空き家：居住実態のない住宅のうち、賃貸用・売買用の受託や別荘などの二次的住宅を除いた、利用目的のない空き家

老朽化した空き家は、地震による倒壊で隣地に被害をもたらすおそれがあると同時に、倒壊による家屋のがれきが前面道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・救助活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家を状態に応じて耐震改修又は除却することで、地震被害を軽減することが必要です。

また、現在居住している住宅についても、将来、空き家となり放置されることのないような取組が必要です。

## (2) 空き家施策との連携

老朽危険空き家の除却支援や、良好な空き家を移住や活用を希望されている方がリノベーションして利活用するための支援など、支援制度の周知、普及啓発に努め、市町村とともに積極的な活用を促進していきます。

### ア 活用

良好でも耐震性のない空き家をリノベーションして活用する際、耐震改修も併せて行うことで耐震化が図られるよう、空き家に対しても耐震化の支援を行います。

また、現在居住されている住宅についても市町村と連携し、

- ・空き家になる前の備えや相続問題等についての相談会の実施
- ・リバースモーゲージを活用した耐震化や子育て世帯への借家活用
- ・高齢世帯の住み替え先の新たな受け皿づくりを検討し、耐震化して移住者が利活用できる環境整備

など、空き家とにならないよう取り組んでいきます。



## イ 除却

空き家を適正に管理せず放置しておくと、周辺の居住環境の悪化に繋がるだけでなく、老朽化した空き家は、地震や台風で倒壊し通行人への危害や避難路閉塞を生じさせるおそれがあります。

このため、道路沿いの老朽危険空き家の除却に対して助成を行う支援策を講じて、地域の防災性の向上や地震時の災害予防に努めます。

また、耐震性のない住宅からの住み替えの際、空き家として放置されないよう、現在居住している住宅の除却に対する支援を行うことで、空き家発生抑制に努めます。



「空き家対策の支援制度」はこちら



## 2. 危険なブロック塀の改善

平成 30 年6月に発生した大阪府北部地震では、老朽化した危険なブロック塀の倒壊により死者が発生する被害が問題となりました。

このように危険ブロック塀の倒壊は、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、倒壊により避難路を閉塞するなど、被災者の避難や救助、消火活動、物資の輸送等に支障が生じる可能性もあり、危険ブロック塀の倒壊防止対策は重要です。

県では、大阪府北部地震の被害を受け、危険なブロック塀の撤去・新設に対して支援策を講じて地震時の災害予防に努めています。

また、「能登半島地震の教訓」を踏まえ、平時はもとより大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守るために策定された「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」に基づき、基準に合わないブロック塀等を調査し所有者に対して改善指導を行っています。

# ブロック塀を点検しよう！



地震により、倒壊したブロック塀（平成 19 年新潟県中越沖地震）  
（写真提供：埼玉県）

過去の震災で、多くのブロック塀の倒壊被害がありました。  
倒壊した塀の下敷きになって死傷者が発生しています。  
また、倒壊した塀は、道路をふさぎ、避難や救助・消火活動を妨げる場合もあります。  
ブロック塀の安全性を点検して、災害に備えましょう！

## ブロック塀の点検表

### 点検

点検項目に従って、基本性能値、外観係数、耐力係数、保全係数を求めましょう。

| 点検項目                 | 基準値                                      | 評価点                    |
|----------------------|------------------------------------------|------------------------|
| ◆基本性能の点検（基本性能値）      |                                          |                        |
| 建築後の年数               | 10 年未満<br>10 年以上、20 年未満<br>20 年以上        | ①<br>8<br>5            |
| 高さの増積み <sup>*1</sup> | なし<br>あり                                 | ②<br>10<br>0           |
| 使用状況                 | 塀垣端<br>土留め <sup>*2</sup> 、外壁等を兼ねる        | ③<br>10<br>0           |
| 塀の位置 <sup>*3</sup>   | 塀の下に擁壁なし<br>塀の下に擁壁あり                     | ④<br>10<br>5           |
| 塀の高さ <sup>*4</sup>   | 1.2m 以下<br>1.2m を超え、2.2m 以下<br>2.2m を超える | ⑤<br>15<br>10<br>0     |
| 塀の厚さ                 | 15cm 以上<br>12cm<br>10cm                  | ⑥<br>10<br>8<br>5      |
| 透かしブロック              | なし<br>あり                                 | ⑦<br>10<br>5           |
| 鉄筋 <sup>*5</sup>     | あり<br>なし                                 | ⑧<br>10<br>0           |
| 擁壁                   | 確認不能<br>あり                               | ⑨<br>0<br>10           |
| 控え壁                  | なし<br>あり                                 | ⑩<br>5<br>10           |
| かさ木                  | あり<br>なし                                 | ⑪<br>10<br>5           |
| 基本性能値（①～⑪の評価点の合計）    |                                          |                        |
| ◆外観の点検（外観係数）         |                                          |                        |
| 点検項目                 | 基準係数                                     | 評価係数                   |
| 全体の傾き                | なし<br>あり                                 | ⑫<br>1.0<br>0.7        |
| ひび割れ                 | なし<br>あり                                 | ⑬<br>1.0<br>0.7        |
| 損傷                   | なし<br>あり                                 | ⑭<br>1.0<br>0.7        |
| 著しい汚れ                | あり<br>なし                                 | ⑮<br>1.0<br>0.7        |
| 外観係数（⑫～⑮の最も小さい評価係数）  |                                          |                        |
| ◆耐力状況の点検（耐力係数）       |                                          |                        |
| 点検項目                 | 基準係数                                     | 耐力係数                   |
| ぐらつき <sup>*6</sup>   | 動かない<br>わずかに動く<br>大きく動く                  | ⑯<br>1.0<br>0.8<br>0.5 |
| ◆保全状況の点検（保全係数）       |                                          |                        |
| 点検項目                 | 基準係数                                     | 保全係数                   |
| 補修・転倒防止対策等の有無        | あり<br>なし                                 | ⑰<br>1.5<br>1.0        |
| 保全係数（⑰の評価点）          |                                          |                        |

\*マークについては、点検説明イラストをご覧ください

2

図 5-2-1：ブロック塀を点検しよう（発行：四国すまいづくり推進会議）



「ブロック塀の点検方法」はこちら

併せて、ブロック塀の点検方法の動画や、危険ブロック塀対策に対する地域の取組をまとめた冊子を作成し、県民に対して老朽化したブロック塀の点検や危険ブロック塀の転倒防止対策の重要性の周知を図っています。

今後も市町村や関係団体と連携し、危険ブロック塀の解消に向け取り組みます。



図 5-2-2：「ブロック塀から考える防災まちづくり」冊子



### 3. 地盤などの立地リスクの把握と周知

住民が地震対策を行うにあたり、自宅の立地リスクを把握しておく必要があります。

県では、広域的な観点からの調整や技術的な支援を行うとともに、地震の震度分布、浸水想定、液状化危険度分布図や避難場所などの様々な情報をまとめた「防災・減災マップ」を公開し、情報提供に努めています。

とりわけ、液状化危険度については、その情報を建築関係団体と共有することで、建築士などが耐震診断や耐震改修を行う際に液状化への備えに関する専門的なアドバイスを提供します。

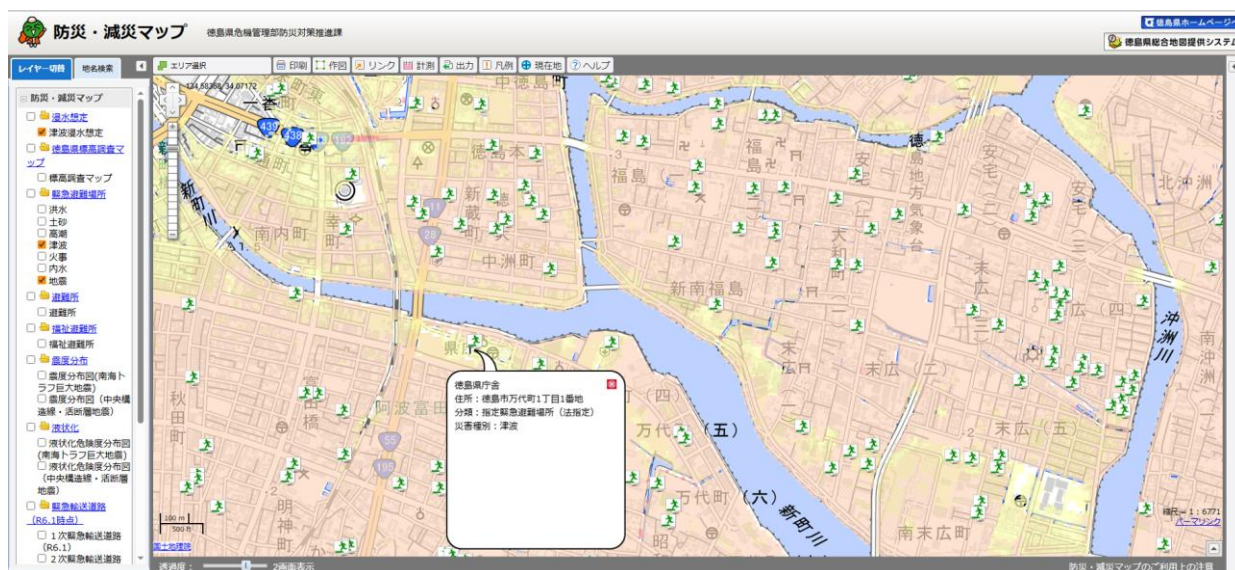


図 5-3-1：防災・減災マップ（徳島県総合地図提供システム）



「防災・減災マップ」はこちら

### 4. 地震保険への加入促進

住民にとって、地震災害時の家屋が倒壊することによる経済的な負担は大きく、県民各自が地震保険に加入することは、各々の財産を守ること、地震に対する意識の向上を図るうえでも重要です。

県では、あらゆる機会を通して、地震保険の意義や割引制度の紹介を行うことで加入を促進し、ひいては防災意識の向上に努めます。

災害対策において、「自助」、「共助」、「公助」が重要とされており、自宅を耐震化することや被災後の生活再建の資金源を自ら確保するために地震保険に加入することは「自助」の一つです。「自助」を充実させることにより、「公助」の負担を減らし、「共助」に回る人や時間を確保できると、地域全体として、復興のスピードを速めることにもつながります。



| 割引制度    | 対象                                                                                                                   | 保険料の割引率 |      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|
| 建築年割引   | 昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合                                                                                       | 10 %    |      |
| 耐震診断割引  | 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和 56 年 6 月 1 日施行)における耐震基準を満たす場合                                                      | 10 %    |      |
| 耐震等級割引  | 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」の評価指針に定められた耐震等級を有している場合 | 耐震等級 1  | 10 % |
|         |                                                                                                                      | 耐震等級 2  | 30 % |
|         |                                                                                                                      | 耐震等級 3  | 50 % |
| 免震建築物割引 | 「住宅の品質確保の促進に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合                                                                                   | 50 %    |      |

表 5-4-1：地震保険の割引率（令和 7 年 1 月 1 日時点）

# 地震保険

火災保険+地震保険

地震によって発生した火災は、火災保険では補償されません。  
「地震保険」の加入が必要!!

## 地震保険ってなに？

地震、噴火またはこれらによる津波によって、建物や家財が受けた損害(火災・倒壊・損壊・埋没・流失)を補償するものです。地震保険は、建物と家財それぞれで加入する必要があります。

### 地震保険に加入していないと...

住宅新築費用 約2,500万円  
住宅再建に必要な金額 約2,100万円  
不足する金額 約400万円  
公助・共助で受け取れる金額 約100万円  
最大300万円  
義援金  
被災者生活再建支援金

住宅再建にはこんなに費用がかかります!

これだけでなく、家財・引越し費用など、住宅・生活の再建には他にもお金がかかります。

※数字は東日本大震災の一例です。 出典:内閣府HP防災情報のページ

### 地震保険は、単独で加入できません!

火災保険とセットで加入する必要があります。

### 保険料には、免震・耐震性能に応じた割引制度があります

まったなし 住まいの耐震化

木造住宅を対象に耐震診断や耐震改修への支援をおこなっています。住まいの耐震化も、進めていきましょう!

徳島県公式LINE 今すぐ登録を!

災害時に適切な避難行動をとれるよう、最新の防災情報を発信しています。

日本損害保険協会 特設サイト

地震保険

災害便乗商法 注意喚起

地震のときの生活再建のため、地震保険の加入をご検討ください 詳細は裏面▶

徳島県 日本損害保険協会 徳島損保会

図 5-4-2：地震保険パンフレット

「地震保険パンフレット」はこちら



---

## 第6章 その他

---

### 1. 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等

#### (1) 指導・助言の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第1項(附則第3条第3項で準用する場合を含む。)、第15条第1項、第16条第2項及び第27条第1項に基づき、建築物の所有者に対し必要な指導及び助言を行います。

指導及び助言は、所有者に対して既存建築物の耐震診断・改修の必要性を説明し、それらの実施を促しながら相談する形で行います。

#### (2) 指示の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第2項(附則第3条第3項で準用する場合を含む。)、第15条第2項及び第27条第2項に基づき、建築物の所有者に対し必要な指示をします。

指示は、指導及び助言のみでは耐震診断・改修が実施されない場合において、再度実施を促し、それでも協力が得られない場合において、具体的に実施すべき事項を明記した指示書を交付する等の方法で行います。

#### (3) 公表の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第3項(附則第3条第3項で準用する場合を含む。)、第15条第3項及び第27条第3項に基づき、建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、その旨を公表します。

特定建築物は不特定多数の者が利用し、防災拠点となる場合が多いことから、指示に従わず耐震診断・改修を行わない場合、所有者の社会的責務は大きいと考えます。

なお、公表は、所管行政庁のホームページやその他の適切な方法により、広く県民が閲覧できるようにします。

### 2. 建築基準法による勧告又は命令等

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第3項(附則第3条第3項で準用する場合を含む。)、第15条第3項及び第27条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震診断・改修を行わない場合等には、次の勧告又は命令を行います。

- ① 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、所有者に対して建築基準法第10条第1項の勧告、若しくは第2項の命令を行います。
- ② 構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、所有者に対して速やかに建築基準法第10条第3項による命令を行います。

# 徳島県耐震改修促進計画

< 資料編 >

要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める「大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物」及びその耐震診断の結果の報告の期限

| 建築物の名称            | 所在地                   | 報告期限           |
|-------------------|-----------------------|----------------|
| 三好市役所本庁舎          | 徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2  | 平成28年<br>3月31日 |
| 勝浦町役場             | 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3    |                |
| 勝浦町住民福祉センター       | 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3-1  |                |
| 勝浦病院              | 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2  |                |
| 鬼籠野生活改善センター       | 徳島県名西郡神山町鬼籠野字川東118    |                |
| 鬼籠野小学校一ノ坂分校       | 徳島県名西郡神山町鬼籠野字一ノ坂514   |                |
| 牟岐町民体育館           | 徳島県海部郡牟岐町大字川長字大坪177番地 |                |
| 穴喰町民センター          | 徳島県海部郡海陽町穴喰浦字穴喰362番地  |                |
| 松茂町役場             | 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地    |                |
| 松茂町総合体育館          | 徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵225番地3 |                |
| 板野保育園管理棟          | 徳島県板野郡板野町大寺字岡ノ前20番地   |                |
| 板野わかば保育園遊戯室       | 徳島県板野郡板野町大寺字郡頭27番地    |                |
| 鳴門市役所本庁舎          | 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170     | 令和2年<br>3月31日  |
| 鳴門市共済会館           | 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170     |                |
| 鳴門市消防本部大麻分署       | 徳島県鳴門市大麻町板東字宝蔵65      |                |
| 三好市井川総合支所         | 徳島県三好市井川町辻73          |                |
| 三好市山城総合支所         | 徳島県三好市山城町大川持518-9     |                |
| 三好市西祖谷総合支所        | 徳島県三好市西祖谷山村一字343-2    |                |
| 三好市東祖谷総合支所        | 徳島県三好市東祖谷京上157-2      |                |
| 佐那河内村役場本庁舎        | 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1   |                |
| 那賀町木頭診療所          | 徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字イワツシ1  |                |
| つるぎ町半田支所          | 徳島県美馬郡つるぎ町半田字木ノ内136-1 |                |
| つるぎ町就業改善センター      | 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字宮下61     |                |
| 鳴門市大津中央公民館        | 徳島県鳴門市大津町大代679-2      |                |
| 鳴門市立図書館           | 徳島県鳴門市撫養町大桑島字蛭子山49    |                |
| 美馬市脇町老人福祉センター     | 徳島県美馬市脇町大字脇町1265-1    |                |
| 那賀町驚敷中央公民館        | 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川19-3   |                |
| 藍住町中央クリーンステーション   | 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32-1   |                |
| 板野町吹田老人憩の家        | 徳島県板野郡板野町吹田字神ノ木3-3    |                |
| 板野町古城老人憩の家        | 徳島県板野郡板野町古城字南屋敷44-1   |                |
| 板野町町民センター         | 徳島県板野郡板野町大寺字亀山西169-5  |                |
| 政友地区農村集落多目的共同利用施設 | 徳島県三好市山城町政友字大人65-2    | 令和3年<br>3月31日  |
| 美波町井ノ上公会堂         | 徳島県海部郡美波町奥河内字井ノ上272   |                |
| 美波町基幹集落センター       | 徳島県海部郡美波町赤松字阿地屋379-4  |                |

| 建築物の名称        | 所在地                  | 報告期限          |
|---------------|----------------------|---------------|
| 東富田コミュニティセンター | 徳島県徳島市中央通4丁目18番地     | 令和6年<br>3月31日 |
| 小松島公民館        | 徳島県小松島市神田瀬町 2-63     |               |
| 立江公民館         | 徳島県小松島市立江町字清水 184-1  |               |
| 古宮生活改善センター    | 徳島県美馬市穴吹町古宮字長尾 559-1 |               |
| 中里農業構造改善センター  | 徳島県海部郡海陽町芥附字芥附22     |               |
| つるぎ町役場一字支所    | 徳島県美馬郡つるぎ町一字字赤松541-2 |               |